

(平成23年11月2日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認東京地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	90 件
国民年金関係	15 件
厚生年金関係	75 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	85 件
国民年金関係	44 件
厚生年金関係	41 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成 14 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 12 年 6 月及び同年 7 月
② 平成 14 年 4 月から同年 6 月まで

私は、厚生年金保険適用事業所を退職後、区役所出張所に行き、国民年金の加入手続をしたことを憶えており、納付時期が遅れたかもしれないが、申立期間の国民年金保険料を納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成 9 年 1 月に厚生年金保険の記号番号が基礎年金番号として付番されており、申立期間②については、当該期間中の 14 年 6 月 24 日に、申立人に対して当該期間に係る第 1 号・第 3 号被保険者取得勸奨が行われ、厚生年金保険から国民年金への切替手続が行われた後、14 年 8 月 22 日に同年 7 月 21 日の被保険者資格喪失の記録が追加され、当該期間が未加入期間から国民年金被保険者期間とされたことがオンライン記録で確認できること、また、15 年 9 月 9 日に過年度納付書が作成されており、当該作成時点からみて当該納付書は当該期間の国民年金保険料に係るものと考えられること、申立人は、時期は定かではないが、国民年金の加入勸奨の通知が届いたので、遡って 3 万円から 4 万円くらいの保険料を納付したと説明しており、その額は当該期間の保険料額とおおむね合致することなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、当該期間の保険料の納付場所及び納付時期に関する記憶が曖昧であること、平成 14 年 2 月 20 日に当該期間に係る未加入期間国民年金勸奨が行われ、厚生年金保険から国民年金への切替手続を行い、同年 6 月 25 日に当該期間に係る被保険者資格の得喪記録が追加されたことがオ

ンライン記録で確認でき、当該記録追加時点で当該期間の保険料は過年度納付することが可能であるが、申立人は、上記出張所で申立期間のうち、どちらか一方の期間の保険料を納付することはできないと言われた記憶があり、当該期間の保険料を納付しなかったかもしれないと説明していること、上記過年度納付書作成時点では当該期間の保険料は時効により納付することができないことなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成14年4月から同年6月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和56年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から37年3月まで
② 昭和56年10月から同年12月まで

私は、昭和36年に国民年金に加入し、勤務していた会社の給与から国民年金保険料が引かれ、会社の事務員が保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付しており、当該期間は3か月と短期間であり、当該期間前後の期間の保険料は納付済みであること、申立人は、勤務先会社の事務員が給与から保険料を控除し、保険料を納付してくれていたと説明しており、申立人と同じ会社で勤務し、申立人と同じく会社事務員が保険料を納付していたとする申立人の元義兄、元義姉及び二人の元義弟の4人は、当該期間の保険料が納付済みであることなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人の勤務先会社の事務員が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（給与明細書、確定申告書等）が無く、申立人は当該期間の保険料の納付に関与しておらず、保険料の納付をしていたとする会社事務員から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間中の昭和36年12月に申立人の前妻、元義兄及び元義姉の3人と連番で払い出されており、当該期間の保険料は現年度納付することが可能であったが、申立人及び上記3人は、いずれも37年4月から保険料の納付を開始しており、当該期間の保険料は未納となっているなど、申立人の勤務先会社の事務員が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらず

ない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 56 年 10 月から同年 12 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成6年1月及び同年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年1月から6年2月まで
② 平成6年3月から7年12月まで

私は、申立期間当時、国民年金保険料の未納通知はがきを何度も送付されたため、保険料を納付していた。また、保険料の免除申請を行った記憶は無い。申立期間①の保険料が未納とされ、申立期間②の保険料が免除とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち平成6年1月及び同年2月については、申立人の国民年金手帳の記号番号は7年2月に払い出されており、国民年金保険料の過年度納付書が8年2月に作成されていることがオンライン記録で確認でき、当該作成時点からみて当該納付書は当該期間の保険料に係るものと考えられるほか、還付記録から、当該作成時点に近接する8年4月から同年11月までの期間の保険料は現年度納付されていると推測でき、申立人はこの当時は保険料の納付に努めていたと考えられるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①のうち平成5年1月から同年12月までの期間及び申立期間②については、申立人がこれらの期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料の納付開始時期及び納付額に関する記憶が曖昧であるほか、申立人が8年1月まで居住していた市の国民年金被保険者台帳及びオンライン記録では、申立期間②は申請免除期間とされていることから、納付書は発行されてなかったと考えられるなど、申立人がこれらの期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成6年1月及び同年2月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成9年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年12月から56年6月まで
② 昭和57年4月から58年3月まで
③ 昭和61年4月から63年12月まで
④ 平成9年4月から同年9月まで

私の国民年金は、20歳の頃に父が加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたはずである。昭和56年からの記録は保険料の申請免除期間とされているが、申立期間②も自宅に来る集金人に、当時同居していた妹と一緒に保険料を納付していた。申立期間③についても、自宅で開講していた教室に来ていた集金人に保険料を納付していた。申立期間④は、婚姻後で夫が厚生年金保険に加入していたが、教室を続けていたため、第3号被保険者にはならず保険料を納付し続けていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間④については、当該期間は6か月と短期間であり、当該期間前後の期間の国民年金保険料は納付済みであるほか、申立人は子供が生まれた後に約8万円の保険料を納付した記憶があると説明しており、申立人の戸籍謄本では、子供は当該期間前の平成8年*月に出生していることが確認でき、申立人がまとめて納付したと説明する約8万円は当該期間の保険料額とおおむね一致するなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①、②及び③については、申立人、申立人の父親及び申立人の元夫が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間①については、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人が20歳の頃に申立人の国民年金の加入手続を行ったとする父親から当時の状況を聴取することができないため、当時の状況が不明である。また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和52年11月に元夫と連番で払い出されていること

が確認でき、この払出時点では当該期間の半分程度の期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、元夫は申立人と婚姻期間中の保険料が未納であるほか、申立人は別の年金手帳に関する記憶が曖昧であるなど、当該期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらず、申立人の父親及び元夫が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②については、当該期間前後の期間は保険料の申請免除期間であり、申立人が保険料を一緒に納付していたとする申立人の妹は、申立人と同時期の昭和 56 年 7 月から 57 年 3 月までの期間及び申立期間②当初の同年 4 月から婚姻により国民年金の被保険者資格を喪失するまでの同年 7 月までの期間が保険料の申請免除期間であるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間③については、当該期間及びその直後の 3 か月の期間を除き当該期間前の昭和 58 年 4 月から平成 7 年 3 月までの期間は保険料の申請免除期間であるほか、申立人は当該期間の保険料を区の集金人に納付していたと説明しているが、当該期間直後の元年 1 月から同年 3 月までの期間の保険料の収納年月日欄には、過年度納付を示す記号が記載されていることがオンライン記録で確認でき、区の集金人では過年度保険料を収納することができないなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成 9 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年7月から4年3月までの期間及び同年5月から同年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年7月から4年3月まで
② 平成4年5月から同年8月まで

私の母は、私が学生だった期間に私の国民年金の加入手続をしてくれ、20歳の時からの国民年金保険料を遡って納付し、その後も私が厚生年金保険適用事業所に就職するまでの保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付しており、申立期間の保険料を納付していた申立人の母親が申立人と同様に国民年金の加入手続を行い保険料を納付していたとする申立人の妹は20歳からの保険料が納付済みである。

申立期間①については、母親は申立人の国民年金の加入手続を行った後、申立人が20歳の時期まで遡って保険料を納付したと説明しており、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間②中の平成4年7月に払い出され、当該払出時点では当該期間の保険料は過年度納付することが可能であったなど、申立内容に不自然さは見られない。

申立期間②については、当該期間は申立人の手帳記号番号払出時点では保険料を現年度納付することが可能であり、当該期間直後の平成4年9月から申立人が厚生年金保険適用事業所に就職するまでの保険料は全て現年度納付していることがオンライン記録で確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 12379

第1 委員会の結論

申立人の平成9年4月から11年2月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年4月から11年2月まで
私は、大学在学中の国民年金加入期間は、毎年、市の事務所で免除申請を行っていた。申立期間の保険料が免除とされていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間と同様に学生期間である申立期間直前の平成7年6月から9年3月までの期間は国民年金保険料の申請免除期間であり、申立人は、大学在学中に毎年度保険料の免除申請手続きを行い、申立期間直前の9年3月に市内転居した後は、自宅付近の市の事務所で免除申請手続きを行った記憶があると説明しており、申立人が免除申請手続きを行ったとする市の事務所は当時開設され、申請免除の受付事務を取り扱っていたほか、申立期間及びその前後を通じて申立人の父親も職業に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 61 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 9 月から 58 年 3 月まで
② 昭和 61 年 1 月から同年 3 月まで

私は、事業所で働いた後、会社に再就職したが、当該事業所は厚生年金保険適用事業所ではなかったため、その後に国民年金に加入して、納付していない期間の国民年金保険料を遡って納付し、加入後も保険料を納付している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、当該期間は 3 か月と短期間であり、申立人は当該期間を除き昭和 58 年 4 月以降の期間の国民年金保険料を全て納付しており、当該期間前後の保険料は現年度納付していることがオンライン記録で確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の昭和 58 年 12 月頃に払い出されており、この払出時点では当該期間のうち 55 年 9 月から 56 年 9 月までの期間は時効により保険料を納付することはできないほか、当該期間のうち同年 10 月から 58 年 3 月までの保険料は過年度納付することが可能であるが、申立人は当該期間の保険料の納付期間、納付場所及び納付額に関する記憶が曖昧であり、申立人は、現在所持する年金手帳以外に別の手帳を所持していた記憶が無く、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 61 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 12381

第1 委員会の結論

申立人は、昭和 55 年 7 月及び同年 8 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 7 月及び同年 8 月

私は、国民年金に任意加入し、国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 2 か月と短期間であり、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和 51 年 6 月頃に任意加入で払い出されており、申立人は同年同月から申立期間直前の 55 年 6 月までの国民年金保険料を全て納付している。

また、申立人は、申立期間直後の 55 年 9 月に離婚しているが、氏名変更手続及び転居に伴う住所変更手続を適正に行っていること、申立期間直後の同年同月から保険料の免除を申請しており、当該免除申請時点では申立期間の保険料を現年度納付することが可能であったこと、申立人は、申立期間当時及び離婚後も元夫が生活費を負担してくれていたと説明していることなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年7月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年7月から同年12月まで

私の義父は、家族の国民年金の加入手続きを行い、家族の国民年金保険料と一緒に納付していた。義母、義弟及び義妹の申立期間の保険料は納付済みであるなのに、私の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は6か月と短期間であり、申立期間前後の期間の国民年金保険料は納付済みである。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立人の義父、義母、義弟及び義妹の手帳記号番号の払出時期と同時期の昭和47年3月頃に払い出されており、当該払出時点で申立期間の保険料は現年度納付することが可能であったこと、義母、義弟及び義妹の申立期間の保険料は納付済みであること（義弟及び義妹の申立期間を含む46年4月から同年12月までの期間の保険料は当委員会の決定に基づき、納付していたものと認められ、義弟は平成23年5月17日付けで、義妹は22年7月13日付けで納付記録を訂正することが必要である旨の通知が行われている。）、申立人は、義父は家族の保険料と一緒に納付していたと説明しており、申立人、義弟及び義妹の申立期間直後の保険料は同一日に納付されていることが領収証書により確認できること、申立人が所持する領収証書により、23年7月27日に申立期間直後の昭和47年1月から同年3月までの期間の保険料が未納から納付済みに訂正されており、申立期間当時の納付記録の管理が不適切であった状況が見られることなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 1 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 1 月から同年 6 月まで

私の母は、私の国民年金の加入手続きを行ってくれた。また、私の妻は、夫婦二人分の申立期間に係る国民年金保険料を納付してくれていたと思う。妻は几帳面で真面目な性格であり、申立期間の保険料のみを未納にするとは考えられない。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳の記号番号は、オンライン記録によると、申立期間より前の昭和 41 年 6 月頃に払い出されていることが推認できることから、申立期間は、国民年金保険料を納付することが可能な期間である。

また、申立期間は 6 か月と短期間であり、オンライン記録等によれば、昭和 50 年 4 月から申立期間の直前である同年 12 月までの期間の保険料が現年度納付されていることが確認できるほか、前述の手帳記号番号が払い出された 41 年度以降の国民年金の加入期間に係る保険料は、申立期間を除き全て納付済みであることが確認できる。

さらに、オンライン記録によると、申立期間当時、申立人と一緒に事業を行っていたとする申立人の長兄、次兄及び長兄の妻については、全員が申立期間の保険料を納付していることが確認できる。このことについて、申立人の長兄の妻は、「兄弟仲良く事業に取り組んでおり、また、申立人の妻は経理や対外的な仕事を任されていた。保険料の納付は個々人のことであるが、そうした状況の中で、申立人の妻が、兄弟の分も取りまとめて納付してくれていたと思う。」と述べている。なお、申立人は、「申立期間当時、事業は順調で生活状況にも変化は無く、保険料を未納にする理由が無い。」と述べている。これらのことを踏まえると、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年4月

私は、平成6年5月に結婚し、その後、区役所で国民年金の第3号被保険者の手続をした際に結婚前の国民年金保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成6年5月（婚姻届は同年6月）に婚姻し、その後、区役所で国民年金の第3号被保険者の種別変更手続を行った際に、国民年金保険料を納付したと説明しており、申立人の第3号被保険者の届出の処理は6年9月20日に行われていることがオンライン記録で確認できるほか、申立人の国民年金手帳の記号番号は、同年同月頃に払い出されており、当該払出時点で申立期間の保険料は現年度納付することが可能であったこと、申立期間直前の同年3月の保険料は納付済みであることがオンライン記録で確認できることなど、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成2年8月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年8月から3年3月まで
② 平成5年7月から6年2月まで

私の母は、私の国民年金の加入手続を行い、20歳の時から厚生年金保険の資格を取得するまでの期間の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の国民年金手帳の記号番号は平成3年6月頃に払い出されており、当該払出時点で当該期間の国民年金保険料は過年度納付することが可能であったこと、当該期間直前の2年5月から同年7月までの期間の保険料は4年5月に過年度納付され、当該期間直後の3年4月及び同年5月の保険料は同年6月に現年度納付されていることがオンライン記録で確認でき、それぞれの納付時点で当該期間の保険料は過年度納付することが可能であったことなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間②については、申立人が当時居住していた市では、申立人は平成4年2月から5年6月までの保険料を口座振替で納付し、同年6月に口座振替を解約しているとしており、申立人の保険料を納付していたとする母親は申立人の保険料を口座振替で納付し口座振替を解約した記憶や、解約後の納付方法に関する記憶が曖昧であること、申立人は3年6月から6年2月まで国民年金基金に加入していることがオンライン記録で確認できるが、国民年金基金では、当該期間の基金の保険料は国民年金保険料が未納であるとの理由から8年10月15日に申立人の母親の口座へ還付したとしていることなど、申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成2年8月から3年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成10年11月及び同年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成10年11月及び同年12月
② 平成18年8月

私は、平成8年5月頃に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、2か月と短期間であり、申立人の国民年金手帳の記号番号は平成8年5月頃に払い出され、申立人は、同年同月以降、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付しているほか、当該期間直前の9年4月から10年10月までの期間及び当該期間直後の11年1月から16年7月までの期間の保険料を現年度納付していることがオンライン記録で確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間②については、申立人が所持する平成18年分の確定申告書（控）に記載されている国民年金の支払保険料額は、オンライン記録により同年に納付されていることが確認できる17年11月から18年7月までの期間の保険料合計額と一致し、当該確定申告書（控）に記載された国民年金の支払保険料額に当該期間の保険料が含まれていないことが確認でき、同年末時点で当該期間の保険料は未納であったと考えられること、申立人は当該期間の保険料を遡って納付したとは説明していないことなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成10年11月及び同年12月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年3月から7年3月までの国民年金保険料については、追納していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年3月から7年3月まで

私の母は、私が20歳の頃に国民年金の加入手続きを行い、私と姉の国民年金保険料の免除申請手続きをしてくれた。その後、姉が就職した平成7年に姉と二人分の保険料を追納してくれた。姉の保険料が追納済みとされているのに、私の申立期間が申請免除期間とされ、保険料が追納済みとされていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付しているほか、申立人と同様に、母親が国民年金の加入手続き及び保険料を納付したとする申立人の姉は、大学在学時代の保険料が納付済みであること、母親が申請免除手続き及び保険料を追納したとする姉は、申立期間のうち6年4月から7年3月までの期間が申請免除期間とされ、当該期間の保険料は、同年11月28日に追納されていることが姉の領収証書で確認できることなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を追納していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成元年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年5月
② 平成元年7月
③ 平成6年1月
④ 平成6年3月
⑤ 平成6年7月
⑥ 平成7年4月から同年9月まで
⑦ 平成8年6月から同年9月まで
⑧ 平成9年4月から同年9月まで
⑨ 平成9年11月から11年11月まで

私は、昭和63年頃に区に相談し国民年金の加入手続をして、国民年金保険料は夫が納付書で納付したが、納付書で納付できなかった保険料については店に集金人が来たので、集金人に納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、1か月と短期間であり、当該期間直前の平成元年6月の国民年金保険料は3年8月6日に納付され、時効期間経過後の納付を理由に2年3月分の保険料に充当されていることがオンライン記録で確認でき、当該納付時点で当該期間の保険料は過年度納付が可能であったこと、当該期間直後の元年8月の保険料は3年8月27日に納付されており、当該納付時点で当該期間の保険料は過年度納付が可能であったことなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、当該期間の保険料は平成3年7月8日に納付されたが、時効期間経過後に納付されたため、元年6月分の保険料に充当されていることがオンライン記録で確認できることなど、当該期間の保険料を納付していたことをう

かがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立期間③、④、⑤、⑥、⑦、⑧及び⑨については、申立人がこれらの期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間③から申立期間⑨の終期の11年11月までの数年間で申立期間は7回、計44か月に及んでおり、この間申立人は住所変更も無く、当時居住していた区及び所轄社会保険事務所（当時）において、これだけの回数の収納事務処理を誤るとは考えにくい。さらに、申立期間③から⑧までについて、各期間直後の期間の保険料が納付された時点では、各期間はいずれも時効により保険料を納付することができない期間であったこと、申立期間⑨について11年12月からの第3号被保険者資格取得の届出処理は、12年1月4日に行われていることがオンライン記録で確認でき、当該届出処理の時点で当該期間の一部は時効により保険料を納付することができない期間であったこと、13年3月に過年度納付書が作成されていることがオンライン記録で確認でき、当該作成時点までは当該期間の一部の保険料は未納であったことなど、申立人がこれらの期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立人は、納付書での納付が間に合わなかった保険料については、集金人が集金に来ていたので納付したと主張しているが、過年度納付書で定められた納付期限を経過した場合には、時効により保険料を納付することができないなど、その主張内容は、これらの期間の保険料を納付していたことをうかがわせるものとは言えない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成元年7月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間：平成 20 年 8 月 29 日

申立期間の賞与から、厚生年金保険料が控除されていたが、A社は、当該賞与について、誤って届出を行っていなかった。同社は訂正の届出を行ったが、保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「20 年 2 回目賞与 給与明細書（控）」により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対し提出していなかったこと及び当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

（注）同一事業主に係る同種の案件 49 件（別添一覧表参照）

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	標準賞与額
21510	男		昭和27年生		150万 円
21511	男		昭和33年生		120万 円
21512	男		昭和26年生		25万 円
21513	男		昭和38年生		85万 円
21514	男		昭和26年生		20万 円
21515	男		昭和36年生		5万 円
21516	男		昭和39年生		5万 円
21517	男		昭和31年生		25万 円
21518	男		昭和24年生		25万 円
21519	女		昭和30年生		20万 円
21520	男		昭和25年生		25万 円
21521	男		昭和30年生		17万 円
21522	男		昭和46年生		23万 円
21523	男		昭和24年生		6万 円
21524	男		昭和32年生		17万 円
21525	男		昭和28年生		13万 円
21526	女		昭和25年生		5万 円
21527	男		昭和45年生		10万 円
21528	男		昭和47年生		10万 円
21529	男		昭和40年生		10万 円
21530	男		昭和26年生		10万 円
21531	男		昭和40年生		10万 円
21532	男		昭和55年生		40万 円
21533	男		昭和50年生		10万 円
21534	女		昭和36年生		23万 円
21535	男		昭和25年生		10万 円
21536	女		昭和35年生		10万 円
21537	男		昭和29年生		10万 円
21538	男		昭和54年生		50万 円

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	標準賞与額
21539	男		昭和33年生		25万 円
21540	男		昭和30年生		5万 円
21541	女		昭和61年生		10万 円
21542	女		昭和62年生		10万 円
21543	女		昭和32年生		10万 円
21544	女		昭和41年生		10万 円
21545	男		昭和21年生		7万 円
21546	男		昭和50年生		10万 円
21547	男		昭和48年生		23万 円
21548	男		昭和51年生		5万 円
21549	男		昭和51年生		23万 円
21550	男		昭和49年生		10万 円
21551	男		昭和55年生		10万 円
21552	男		昭和22年生		100万 円
21553	女		昭和22年生		25万 円
21554	男		昭和41年生		20万 円
21555	男		昭和46年生		8万 円
21556	男		昭和22年生		10万 円
21557	男		昭和23年生		45万 円
21558	男		昭和23年生		150万 円

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成6年8月8日から7年8月9日までの期間について、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、同年8月9日であると認められることから、当該期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

また、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額を20万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年8月8日から13年8月1日まで

A社に勤務した一部期間の厚生年金保険の加入記録が無く、また、標準報酬月額は、実際にもらっていた給与額20万円より低くなっている。そのため、調査して正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録によると、申立人は申立期間においてA社に勤務していたことが確認できる。

一方、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成7年7月31日より後の同年8月9日付けで、申立人の同社における被保険者資格喪失日は同年7月31日と記録され、また、6年8月から7年6月までの標準報酬月額は、当初、20万円と記録されていたところ、遡って6年8月から同年10月までは8万円、同年11月から7年6月までは9万2,000円に減額訂正されていることが確認できる。

しかしながら、A社に係る商業登記簿謄本では、上記処理日に同社は法人事業所であることが確認できることから、厚生年金保険法の適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、厚生年金保険の適用事業所でなくなった後に、遡って申立人のA社における被保険者資格喪失日及び標準報酬月額を訂正する合理的な理由は無く、当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の同社における資格喪失日を当該処理日である平成7年8月9日に訂正し、6年8月から7年7月までの期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た20万円に訂正することが必要である。

次に、申立期間のうち、平成7年8月9日から13年8月1日までの期間について、上記のとおり申立人がA社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、申立人は、A社の経営状態が悪くなく、入社した1年後には厚生年金保険から国民年金に変更させられた旨供述しており、オンライン記録では、平成7年7月から国民年金保険料の納付記録が確認できる上、区役所からは、申立人が同年9月6日から現在に至るまで国民健康保険に加入している回答が得られている。

また、A社の元代表取締役及び従業員から回答が得られないことから、当該期間の厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録については、26 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 5 月 21 日から同年 9 月 1 日まで
A 社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が給与明細書に記載されている厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額に比べ 1 等級低くなっている。給与明細書を提出するので正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書において確認できる保険料控除額から、26 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、給与明細書で確認できる保険料控除額に見合う報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録については、申立期間のうち、平成12年1月から同年5月までは44万円、14年7月及び同年8月は15万円、15年4月は14万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年1月1日から20年2月1日まで
A社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際の報酬額に見合う標準報酬月額と相違している。給料明細書を提出するので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成12年1月から同年3月まで、14年7月及び同年8月、15年4月の標準報酬月額については、給料明細書において確認できる保険料控除額から、12年1月から同年3月までは44万円、14年7月及び同年8月は15万円、15年4月は14万2,000円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、平成12年4月及び同年5月の標準報酬月額については、給料明細書が無い場合保険料控除が確認できないものの、オンライン記録によると、同年1月から標準報酬月額を44万円から16万円に変更する処理が同年5月29日付けで行われており、同年1月から同年3月までの給料明細書における保険料控除額は標準報酬

月額 44 万円に見合った額となっていること、給与総支給額について同年 1 月から同年 3 月までと同年 6 月が同額であることから判断すると、同年 4 月及び同年 5 月についても同額の保険料が控除されていたと認められることから、同年 4 月及び同年 5 月は 44 万円とすることが妥当である。

なお、申立期間のうち、平成 12 年 1 月から同年 5 月まで、14 年 7 月及び同年 8 月、15 年 4 月に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主に照会したものの回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、給料明細書で確認できる保険料控除額に見合う報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、平成 12 年 6 月から 14 年 6 月まで、同年 9 月から 15 年 3 月まで、同年 5 月から同年 9 月まで、同年 11 月から 19 年 11 月まで及び 20 年 1 月について、給料明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致又は低いことが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

また、平成 15 年 10 月及び 19 年 12 月の標準報酬月額について、給料明細書が無く保険料控除について確認できない上、当該期間の前後の期間における保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できることから、当該期間においても同様の保険料控除額であったものとするのが妥当である。

このほか、当該期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和41年9月20日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社C支店における資格喪失日に係る記録を昭和44年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年9月20日から同年10月1日まで
② 昭和44年3月31日から同年4月1日まで
③ 昭和48年1月31日から同年2月1日まで

A社B支店に勤務した期間のうちの申立期間①、A社C支店に勤務した期間のうちの申立期間②及びD社に勤務した期間のうちの申立期間③の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間①は、同社内の転勤であり、前支店の資格喪失日と次の勤務先の資格取得日は同日であるはずであり、申立期間②及び③は月末退職なので、資格喪失日は翌日1日になるはずである。各申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、雇用保険の加入記録及びA社より提出のあった在職履歴から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和41年9月20日に同社E支店から同社B支店に異動）、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認

められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和41年10月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほか確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

次に、申立期間②について、雇用保険の加入記録及び上記在職履歴から、申立人が当該期間においてA社C支店に勤務していたことが確認できる。

また、A社は、厚生年金保険料の控除について、関連資料が無いため不明であるが、勤務しているため控除もあったはずである旨回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和44年2月の社会保険事務所の記録から、3万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和44年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間②の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間③について、D社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主は死亡していることから事業主の子に照会したところ、「同社は既に清算されており、当時の会計事務所に聞いてみたが資料は残されていない。申立人が勤務していたことを母が記憶していたものの当該期間かどうかは不明である。」旨回答している。

また、当該期間当時に勤務していた従業員に照会したものの回答が得られない上、D社における雇用保険の離職日は、昭和48年1月30日と記録されており、厚生年金保険被保険者の資格喪失日と符合していることから、申立人が同年1月の月末まで勤務していたことを確認することができない。

このほか、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間②のうち、平成元年5月1日から3年7月21日までの期間に係る標準報酬月額、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額を、元年5月から同年9月までは26万円、同年10月から2年9月までは44万円、同年10月から3年6月までは38万円に訂正することが必要である。

また、申立期間②のうち、平成3年7月21日から同年8月21日までの期間について、申立人のB社における資格喪失日は、同年8月21日であると認められることから、当該期間の厚生年金保険被保険者の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、38万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和63年4月1日から同年7月21日まで
② 平成元年5月1日から3年8月21日まで

A社（昭和63年7月にB社に社名変更）に勤務した期間のうち、申立期間①の厚生年金保険の加入記録が無い。

また、申立期間②について、標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料額に見合う標準報酬月額と相違しており、平成3年7月21日以降の被保険者記録が無いので、各申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②のうち、平成元年5月から3年6月までの期間について、オンライン記録によると、申立人のB社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、元年5月から同年9月までは26万円、同年10月から2年9月までは44万円、同年10月から3年4月までは38万円と記録されていたところ、同年5月7日付けで、元年10月及び2年10月の定時決定が取り消され、元年5月に遡及して減額訂正された結果、11万円となっていることが確認できる。

また、B社では、申立人のほかにも平成3年5月7日付けで標準報酬月額が遡及して減額訂正された者が9人、4年3月6日付けで減額訂正された者が4人確認できる。

さらに、B社の元事業主は、上記標準報酬月額の遡及訂正処理について、資料が無く不明と

しているが、同社の複数の従業員が、当時、同社は経営不振で給料の遅配があったとし、そのうちの一人は、社会保険料の滞納があったと供述している。

加えて、B社に係る商業登記簿謄本により、申立人は同社の役員ではないことが確認でき、複数の元従業員が申立人は社有車の運転手及び商品管理の仕事だったと回答していることから、申立人は当該遡及訂正処理に関与していないことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、平成3年5月7日付けで行われた申立人に係る標準報酬月額
の遡及訂正処理は事実に則したものととは考え難く、社会保険事務所において、申立人の当該期間に係る標準報酬月額を遡及して減額訂正する合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められない。

また、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成元年5月から同年9月までは26万円、同年10月から2年9月までは44万円、同年10月から3年6月までは38万円とすることが必要である。

申立期間②のうち、平成3年7月21日から同年8月21日までの期間について、雇用保険の加入記録により、申立人が当該期間にB社に勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、申立人のB社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成3年7月21日）より後の4年3月6日付けで遡及して3年7月21日と記録されており、申立人のほかに4年3月6日付けで資格喪失日が遡及して記録されている者が18人確認できる。

しかしながら、B社に係る商業登記簿謄本により、同社は当該期間に法人事業所であることが確認でき、厚生年金保険法の適用事業所の要件を満たしていたと考えられることから、当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、上述のとおり、B社の元従業員は、当該期間当時に給料の遅配や社会保険料の滞納があったと供述している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立人が平成3年7月21日に被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該資格喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人のB社における資格喪失日を雇用保険の離職日の翌日である同年8月21日に訂正することが必要である。

また、当該期間の標準報酬月額については、上記訂正後の平成3年6月の標準報酬月額から、38万円とすることが必要である。

申立期間①について、雇用保険の記録により、申立人が昭和63年6月1日以降にA社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社の元事業主は、当時の資料は残っておらず、申立人の入社時期及び厚生年金保険の取扱いについてはっきり記憶していないと回答しているため、同社及び事業主から、申立人に係る厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、雇用保険の加入記録及びオンライン記録によると、当該期間当時、A社においては、申立人同様に雇用保険と厚生年金保険の資格取得日が一致しない者が複数いることが確認できるところ、同社の複数の元従業員は、当時の厚生年金保険の取扱いについて分からないと回答

しているため、同社の元従業員からも、当該期間に係る厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

さらに、申立人は給与明細書等の資料を保有していないため、当該期間の厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和35年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、同年9月から36年3月までは1万8,000円、同年4月から同年10月までは2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年9月1日から36年11月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。異動はあったが同社に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、申立人から提出された給与明細書及びB社から提出された申立人に係る人事記録から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和35年9月1日に同社本社から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記給与明細書において確認できる保険料控除額又は報酬月額から、昭和35年9月から36年3月までは1万8,000円、同年4月から同年10月までは2万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、被保険者報酬月額算定基礎届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても、社会保険事務所（当時）が当該届出を記録していないことは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資

格の取得等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人の昭和35年9月から36年10月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主はこれを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年8月1日から24年7月31日まで
② 昭和24年8月1日から32年6月27日まで

厚生年金保険の加入記録の調査結果によると、申立期間について脱退手当金の支給記録があるとのことだが、受給した記憶が無い。脱退手当金が支給されたとされる昭和32年のA社退職当時は、夫婦共々老後の生活設計に向けて厚生年金保険受給への期待があり、年金の受給資格を喪失させるような脱退手当金を受給したとは考えられないので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の子が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間の前にある2回の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず未請求となっている。

しかし、当該未請求となっている被保険者期間のうち、申立期間①の直前の被保険者期間に係るB社は、申立期間①に係る事業所と同一であること及び親族の供述並びにB社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿及びC社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿から、申立人はB社在職中に戦争のため徴用されC社に昭和20年9月まで勤務し、戦後、B社に復職したものと推察されることなどを踏まえると、申立人が自らの意思に基づき脱退手当金の請求を行ったのであれば、これら2回の被保険者期間を失念するとは考え難い。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、昭和32年までに厚生年金保険被保険者資格を取得した申立人を除く従業員72人について脱退手当金の支給状況を調査したところ、オンライン記録において脱退手当金の支給記録がある者は7人おり、

当該被保険者名簿における各々の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているものの、申立人の欄には当該表示が記されていないことが確認できる。

さらに、申立期間に係る脱退手当金の支給要件には年齢要件があるため、脱退手当金の請求に当たっては、脱退手当金裁定請求書と共に市町村長の証明書又は戸籍抄本の添付が必要であるところ、上記被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳に記載されている申立人の生年月日に誤りがあり、脱退手当金裁定時においてもこれらの訂正処理がなされていない上、申立期間に係る脱退手当金の支給額は、法定支給額と比較して7,200円少ないことなどを踏まえると、申立期間の脱退手当金の支給に係る事務処理が適正に行われていたとは認め難い。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成5年4月は18万円、同年11月から6年1月まで、同年6月及び同年7月は19万円、8年4月は22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立人は、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を5万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年2月1日から10年12月27日まで
: ② 平成18年1月24日から同年9月1日まで
: ③ 平成18年7月21日

A社（現在は、B社）に勤務した申立期間①及びC社に勤務した申立期間②の標準報酬月額に交通費分が反映されていない。また、同社で勤務した期間のうち、申立期間③の賞与の記録が無い。両社の給料支払明細書を提出するので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①のうち、平成5年4月、同年11月から6年1月まで、同年6月及び同年7月、並びに8年4月の標準報酬月額については、申立人から提出された給料支払明細書において確認できる保険料控除額及び報酬月額から判断すると、5年4月は18万円、同年11月から6年1月まで、同年6月及び同年7月は19万円、8年4月は22万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B社は算定基礎届の控えを提出し、「交通費は現金給付であったが、これを考慮して届け出た。」と主張しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が給料支払明細書において確認できる保険料控除額及び報酬月額に見合う標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 2 一方、申立期間①のうち、平成5年5月から同年10月まで、6年2月及び同年3月、同年8月から同年11月まで、7年11月から8年3月まで、同年5月から9年9月まで、同年11月から10年10月までについては、給料支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録の標準報酬月額と一致又は低いことが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

なお、申立期間①のうち、平成5年2月及び同年3月、6年4月及び同年5月、同年12月から7年10月まで、9年10月並びに10年11月について、申立人は、給料支払明細書を保有しておらず、当該期間の厚生年金保険料控除額及び報酬月額について確認することができない。

このほか、当該期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 3 申立期間③について、申立人から提出された賞与明細書及びC社から提出された賞与変動項目一覧表（平成18年夏賞与）によると、申立人は、当該期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準賞与額については、上記賞与明細書において確認できる保険料控除額及び賞与額から、5万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該期間当時の賞与に係る届出を社会保険事務所に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

4 申立人は、申立期間②の標準報酬月額の変動についても申し立てているが、申立人から提出のあった申立期間②に係る給与明細書及び定期代資料により、給与明細書において確認できる支給額及び現金支給されていた交通費の1か月分を合計すると、当該合計額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額よりも高いことが確認できる。

しかしながら、給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致することが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が主張する標準賞与額（10万円）を社会保険事務所（当時）に届け出たと認められることから、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を10万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年3月30日

A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。賞与明細書を提出するので、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与明細書及びA社から提出のあった年間賃金台帳により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（10万円）の支払を受けていたことが確認できる。

また、A社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届には、申立人について10万円の賞与を支給した旨記載されていることが認められる。

さらに、A社が加入する厚生年金基金の加入員賞与標準給与決定通知書及び申立人に係る加入員台帳によれば、申立人の申立期間における標準賞与額は10万円と記録されている。

加えて、A社及び上記厚生年金基金は、申立期間当時の社会保険事務所への届出様式は複写式であった旨回答している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が主張する標準賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	}	(別添一覧表参照)
基礎年金番号	:		
生年月日	:		
住所	:		

2 申立内容の要旨

申立期間： (別添一覧表参照)

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、年金事務所に事後訂正の届出を行ったものの、保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与額から、〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、届出の誤りにより納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

(注) 同一事業主に係る同種の案件5件 (別添一覧表参照)

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
21579	女		昭和19年生		平成19年12月14日	146万 4,000円
21580	女		昭和36年生		平成19年12月14日	64万 6,000円
					平成20年12月16日	67万 5,000円
21581	女		昭和36年生		平成19年12月14日	68万 3,000円
					平成20年12月16日	70万 円
21582	男		昭和40年生		平成19年12月14日	79万 2,000円
					平成20年12月16日	82万 円
21583	女		昭和25年生		平成19年12月14日	68万 3,000円
					平成20年12月16日	72万 5,000円

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間における標準賞与額に係る記録を 49 万 1,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が平成8年4月1日、資格喪失日が17年1月1日とされ、当該期間のうち、16年12月30日から17年1月1日までの期間は厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない記録とされているが、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、特例法に基づき、申立人の同社における資格喪失日を同年1月1日とし、当該期間の標準報酬月額を 30 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 12 月 14 日
② 平成 16 年 12 月 30 日から 17 年 1 月 1 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間①の標準賞与額の記録が無く、また、申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。同社は、年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社から提出された平成 16 年冬期賞与算定表及び在籍期間

証明書並びにB社（申立人が申立期間後に勤務した事業所）から提出された人事記録記載事項証明書から、申立人は、同年12月31日までA社に在籍し、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準賞与額については、上記賞与算定表において確認できる保険料控除額から、49万1,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、届出誤りにより厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

申立期間②については、上述のとおり、A社から提出された在籍期間証明書及びB社から提出された人事記録記載事項証明書から、申立人は、平成16年12月31日までA社に在籍していたことが確認でき、同社から提出された賃金台帳から、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、上記賃金台帳において確認できる保険料控除額から、30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に誤って提出し、厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成16年12月27日、17年7月8日、同年12月15日、18年7月5日、同年12月11日、19年7月6日、同年11月30日、20年7月4日及び同年12月12日に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、16年12月27日は35万1,000円、17年7月8日は35万7,000円、同年12月15日は39万2,000円、18年7月5日は45万円、同年12月11日は50万円、19年7月6日は53万円、同年11月30日は65万円、20年7月4日は68万2,000円、同年12月12日は75万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、平成21年9月8日に係る標準賞与額77万5,000円に相当する賞与が事業主により支払われていたと認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を77万5,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和57年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月27日
② 平成17年7月8日
③ 平成17年12月15日
④ 平成18年7月5日
⑤ 平成18年12月11日
⑥ 平成19年7月6日
⑦ 平成19年11月30日
⑧ 平成20年7月4日
⑨ 平成20年12月12日
⑩ 平成21年9月8日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。賞与明細書及び預金通帳の写しを提出するので、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成16年12月27日、17年7月8日、同年12月15日、18年7月5日、同年12月11日、19年7月6日、同年11月30日、20年7月4日、同年12月12日及び21年9月8日の標準賞与額に係る年金記録の確認を求めているが、あつせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した期間のうち申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間のうち、平成16年12月27日、17年7月8日、同年12月15日、18年7月5日、同年12月11日、19年7月6日、同年11月30日、20年7月4日及び同年12月12日については、本件申立日（平成23年7月6日）において保険料徴収権が時効により消滅した期間であるから、特例法を適用し、21年9月8日については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

申立期間①から⑨までについて、申立人から提出があった申立人の預金通帳、賞与明細書及び同僚の賃金台帳から、申立人は、当該期間において、賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①から④までの標準賞与額については、上記の同僚の賃金台帳及び申立人の預金通帳の現金支給額から推認できる保険料控除額から、平成16年12月27日は35万1,000円、17年7月8日は35万7,000円、同年12月15日は39万2,000円、18年7月5日は45万円、また、申立期間⑤から⑨までの標準賞与額については、上記の申立人の賞与明細書において確認できる賞与額又は保険料控除額から、同年12月11日は50万円、19年7月6日は53万円、同年11月30日は65万円、20年7月4日は68万2,000円、同年12月12日は75万7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主からの回答は無く確認することはできないが、申立期間①から⑨までにおいて申立人と同様にA社から賞与を受けたとする複数の同僚も、それぞれの賞与に係る記録が無いことから、事業主は、当該期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間⑩については、上記賞与明細書により、当該期間に係る標準賞与額（77万5,000円）に相当する賞与が事業主により支払われていたことが確認できる。

したがって、当該期間に係る標準賞与額を77万5,000円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の平成 19 年 6 月 30 日の標準賞与額に係る記録を 150 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 6 月 30 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は平成 23 年 7 月 22 日付けで年金事務所に賞与支払届を提出したが、時効により厚生年金保険料を納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないの
で、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与データにより、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記賞与データにおいて確認できる保険料控除額から、150 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を、平成 16 年 7 月 31 日は 25 万 8,000 円、20 年 7 月 31 日は 23 万 9,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 7 月 31 日
② 平成 20 年 7 月 31 日

A 社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は平成 23 年 8 月 12 日付けで年金事務所に対して賞与支払届を提出したが、時効により厚生年金保険料を納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社から提出された申立人に係る「給与所得・退職所得に対する所得税源泉徴収簿」により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、上記源泉徴収簿において確認できる保険料控除額から、平成 16 年 7 月 31 日は 25 万 8,000 円、20 年 7 月 31 日は 23 万

9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を、平成 16 年 7 月 31 日は 25 万 4,000 円、20 年 7 月 31 日は 30 万 7,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 7 月 31 日
② 平成 20 年 7 月 31 日

A 社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は平成 23 年 8 月 12 日付けで年金事務所に対して賞与支払届を提出したが、時効により厚生年金保険料を納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社から提出された申立人に係る「給与所得・退職所得に対する所得税源泉徴収簿」により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、上記源泉徴収簿において確認できる保険料控除額から、平成 16 年 7 月 31 日は 25 万 4,000 円、20 年 7 月 31 日は 30 万

7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、当該脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年2月1日から39年2月1日まで
② 昭和39年2月6日から42年2月8日まで
③ 昭和42年2月8日から43年11月7日まで

昨年秋に、日本年金機構からはがきが来て、申立期間について脱退手当金が支給されたことになっていることを知った。しかし、申立期間に係る脱退手当金を受給した記憶は無いので、よく調べて脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金については、申立人が申立期間③に勤務したA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2年2か月後の昭和46年1月22日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間①の前に申立人が勤務したB社における被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかしながら、申立人が、最初に厚生年金保険の被保険者となった同社に係る期間であって、申立期間である3回の被保険者期間のいずれよりも長い53か月もの被保険者期間の請求を失念するとは考え難い。

さらに、申立人は、脱退手当金が支給決定されたこととなっている時期には、既に国民年金に加入し、その保険料を納付していることを踏まえると、申立人が、その当時、脱退手当金を請求する意思を有していたものとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、当該脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年2月17日から同年7月12日まで
② 昭和38年3月23日から40年2月1日まで

平成23年1月、年金事務所に年金相談に行き、申立期間について脱退手当金が支給されたことになっていることを知った。しかし、私には、脱退手当金を受給した記憶は無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金については、申立人が申立期間②に勤務したA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2年1か月後の昭和42年3月7日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び事業所別被保険者名簿によると、申立期間①と②の間にある3回の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。そして、申立期間①及び②と当該3回の未請求期間とは全て同一の厚生年金保険被保険者記号番号で管理されている上、当該3回の未請求期間のうち、申立期間②の直前の期間に係る事業所と申立期間②に係る事業所はA社であり、かつ、管轄する社会保険事務所（当時）も同一であることから、当該3回の未請求期間が存在することは、事務処理上不自然である。

さらに、申立人の上記3回の未請求期間に係る厚生年金保険被保険者記録は、最初に勤務したB社に係る期間について、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には資格喪失日が昭和32年2月23日と記録されているにもかかわらず、オンライン記録では同年2月18日となっており、同社の次に勤務したC社に係る期間について、同社に係る事業所別被保険者名簿には被保険者期間が同年3月18日から同年6月19日までと記録されているにもかかわらず、当該記録に対応するオンライン記録は無く、最後に勤

務したA社に係る期間について、同社に係る事業所別被保険者名簿には同年9月14日から38年1月6日までと記録されているにもかかわらず、オンライン記録では、C社に係る事業所別被保険者名簿に記録のある期間を含む32年2月18日から38年1月6日までとなっており、オンライン記録と当該被保険者名簿の記録とが大きく相違していることから、申立人に係る厚生年金保険の記録の管理が適正に行われていたとは言い難い。

加えて、申立人が、脱退手当金支給日前の5回の被保険者期間のうち、申立期間②と同じ事業所で、当該期間よりも長い被保険者期間を含む上記3回の被保険者期間の請求を失念するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったと認められることから、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を30万円に訂正することが必要である。

また、申立期間②のうち、平成7年12月31日から8年2月6日までの期間について、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、同年2月6日であると認められることから、当該期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については30万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年7月1日から同年12月31日まで
② 平成7年12月31日から13年6月1日まで

A社に勤務していた申立期間の給与所得は、ほぼ毎年上がっていたはずであるが、オンライン記録の標準報酬月額は、低くなっている。また、同社に勤務していた期間のうち本来、厚生年金保険となるべき平成7年12月31日から13年6月1日までの期間が、国民年金となっているので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初30万円と記録されていたものが、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成8年1月1日の後の同年2月6日付けで、申立人の資格取得日である7年7月1日に遡って22万円に減額訂正されていることが確認できる。

さらに、申立人を含む21人の従業員の標準報酬月額が遡って減額訂正されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった後に、申立人の標準報酬月額に係る減額訂正処理を遡って行う合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の当該期間の標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た30万円に訂正することが必要と認められる。

2 申立期間②について、雇用保険の記録によると、申立人は、平成7年6月5日から12年10月28日までについて、A社及び同社の関係会社において加入記録が確認できることから、申立期間②のうち、7年12月31日から12年10月28日まで継続して勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録では、A社における申立人の資格喪失日は、上記処理日である平成8年2月6日付けで遡って7年12月31日と記録されている。

しかしながら、商業登記簿謄本から、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなったとする平成8年1月1日において、同社が法人事業所であったことが確認でき、厚生年金保険法の適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立人が平成7年12月31日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人のA社における資格喪失日は、当該処理日である8年2月6日であると認められる。

また、平成7年12月及び8年1月の標準報酬月額については、上記訂正後の7年11月の標準報酬月額から、30万円とすることが必要である。

一方、申立期間②のうち、平成8年2月6日から13年6月1日までの期間について、上記雇用保険の記録から、申立期間②のうち、8年2月6日から12年10月28日までの期間において、申立人が、A社の関係会社であるB社及びC社に継続して勤務していたことが認められる。

しかしながら、現在のオンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日は、当初の平成8年1月1日から同年2月6日に訂正されており、また、同社に係る商業登記簿謄本によると、同年3月31日にB社に商号変更し、B社として9年8月1日付けで厚生年金保険の新規適用事業所となっているが、同年12月27日付けで厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることが確認できる。

また、A社における代表取締役と取締役一人が共通であるC社は、オンライン記録によると、申立期間②より後の平成13年10月1日付けで厚生年金保険の新規適用事業所になっていることが確認できる。

これらのことから、申立期間②のうち、平成8年2月6日から9年8月1日までの期間及び同年12月27日から13年6月1日までの期間において、B社及びC社は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿により、平成7年12月31日及び8年1月1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している元従業員に照会したところ、回答のあった4人のうちの一人から提出のあった給与明細書の写しは、7年2月から8年1月までの一部期間のものであり、同年2月以降の保険料控除は確認できない上、4人の元従業員からは、申立期間②のうち、同年2月6日から13年6月1日までの期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができなかった。

さらに、オンライン記録から確認できる、A社の元事業主は、「保険料控除に係る

当時の資料は保管しておらず、控除を行ったかは不明である。」旨回答しており、同社のオーナーに照会したが、回答を得ることができなかった。

加えて、D国民健康保険組合の加入履歴の回答により、申立人の当該組合における資格取得日は、平成8年3月1日であることが確認できる。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成14年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和55年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成14年7月31日から同年8月1日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間の給料明細書を提出するので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社の事業主の供述により、申立人が同社に平成14年7月31日まで継続して勤務し、給料明細書により、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給料明細書において確認できる厚生年金保険料控除額及び平成14年6月のオンライン記録から、19万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を平成14年8月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年7月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成18年12月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間②について、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、平成19年1月及び同年2月は18万円、同年3月及び同年4月は19万円、同年5月から同年7月までは20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

さらに、申立人の申立期間③の標準報酬月額に係る記録は、事後訂正の結果20万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の16万円とされているが、申立人は、当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間における標準報酬月額に係る記録を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

加えて、申立人は、申立期間④及び⑤の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間④は28万9,000円、申立期間⑤は18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和58年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

- 申立期間：① 平成18年12月1日から19年1月1日まで
② 平成19年1月1日から同年8月1日まで
③ 平成19年8月1日から20年4月1日まで
④ 平成19年7月25日
⑤ 平成19年12月25日

A社に勤務した申立期間①の厚生年金保険の加入記録が無い。当該期間についても保険料を控除されていたので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。また、申立期間②の標準報酬月額が、保険料控除額に見合う標準報酬月額と相違している。さらに、申立期間③の標準報酬月額についても、保険料控除額に見合う標準報酬月額と相違しており、同社は年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、時効により厚生年金保険料を納付できず、当該期間の訂正後の記録は年金の給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。加えて、申立期間④及び⑤の標準賞与額の記録が無いので、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、A社から提出のあったスタッフ名簿及び賃金台帳並びに雇用保険の加入記録により、申立人は当該期間も同社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、賃金台帳において確認できる報酬月額から、19万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に誤って提出し、当該期間に係る保険料についても納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

- 2 申立期間②について、申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てている。

当該期間の標準報酬月額については、A社から提出のあった賃金台帳において確認できる保険料控除額又は報酬月額から、平成19年1月及び同年2月は18万円、同年3月及び同年4月は19万円、同年5月から同年7月までは20万円とすることが妥当である。

- 3 申立期間③について、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、当初、16万円と記録されていたが、当該期間に係る厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成22年5月26日付けで、20万円に訂正されたところ、厚生年金保

険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（20 万円）ではなく、当初、記録されていた標準報酬月額（16 万円）となっている。

しかしながら、A社から提出のあった賃金台帳により、申立人は、当該期間において、その主張する標準報酬月額（20 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間②及び③に係る報酬月額の届出を社会保険事務所に誤って提出し、また、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 4 申立期間④及び⑤について、A社から提出のあった賃金台帳から、申立人は、同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準賞与額については、A社から提出のあった賃金台帳において確認できる保険料控除額及び賞与額から、申立期間④は 28 万 9,000 円、申立期間⑤は 18 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の当該期間に係る賞与の届出を社会保険事務所に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成5年11月1日から6年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を41万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成6年10月1日から7年1月6日までの期間について、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、6年10月は41万円、同年11月及び同年12月は36万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年11月1日から7年1月6日まで
A社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際に支給されていた報酬月額より大幅に低くなっているため、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成5年11月から6年9月までの期間について、オンライン記録によると、申立人の5年11月から6年2月までの標準報酬月額は、当初、5年8月の随時改定において41万円と記録されていたところ、6年3月7日付けで、遡って、5年11月の随時改定により14万2,000円と記録されていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、A社における厚生年金保険の被保険者53人のうち11人の標準報酬月額が、申立人と同様に、平成6年3月7日付けで、遡って、5年11月の随時改定により、引き下げられていることが確認できる。

さらに、オンライン記録によると、A社の事業主は、平成6年3月9日付けで、5年6月1日まで遡って被保険者資格を喪失していることが確認できる。

一方、申立期間に勤務が確認できるA社の経理担当の従業員は、「当時、業績悪化で資金

繰りが苦しく、社会保険料の滞納があった。事業主は、社会保険事務所と相談し、同事務所の担当者が、事業主の厚生年金保険被保険者資格の喪失及び社員の標準報酬月額引下げを遡って行って社会保険料を支払わないと社員全員に資格喪失してもらおうと言われ、事業主が遡って自らの資格喪失を行い、さらに、従業員の標準報酬月額引下げを行って保険料の支払に充てた。」旨供述している。

また、A社に係る商業登記簿謄本によると、申立人が同社の取締役であったことは確認できない上、複数の従業員が、「申立人はスーパーマーケットの売場の従業員であった。」旨供述していることから、申立人が上記減額処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、平成6年3月7日付けで行われた上記標準報酬月額の減額処理は事実即ちしたものとは考え難く、社会保険事務所が行った当該減額処理に合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められない。このため、当該減額処理の結果として記録されている申立人の5年11月から6年9月までの期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た41万円に訂正することが必要である。

なお、申立人の標準報酬月額は、当該減額処理を行った日以降の最初の定時決定（平成6年10月）で14万2,000円と記録されているところ、当該処理については上記減額処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

次に、申立期間のうち、平成6年10月から同年12月までの期間について、申立人は給与明細書を所有していないものの、A社において申立人と同時期に標準報酬月額を減額されている従業員から提出のあった給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、減額処理前に記録されていた申立人の同年9月の標準報酬月額と同額であり、オンライン記録の標準報酬月額より高額であることが確認できる。このことから、申立人についても同様に、減額処理前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、上記従業員の標準報酬月額の記録から判断して、平成6年10月は41万円、同年11月及び同年12月は36万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が上記給与明細書で推認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格取得日に係る記録を昭和33年5月2日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年5月2日から同年8月22日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に同社のC工場に異動はあったが、継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、同僚の供述及びB社が保管する従業員台帳から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和33年5月2日にA社本社から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C工場における昭和33年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、B社から提出のあったA社本社作成の申立人に係る従業員台帳によると、同社本社から同社C工場への異動の辞令は昭和33年8月21日付けとなっているが、同台帳の付記欄に「昭和33年5月2日からC工場で実習」との記載があること、B社から提出のあったA社本社作成の健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届における資格喪失日が同年5月2日となっていることから、同社C工場が同工場における資格取得日を同年5月2日とすべきところ、同年8月21日として届け出たと考えられ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月から同年7月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年10月、10年4月から同年10月までの期間及び12年4月から同年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成9年10月
② 平成10年4月から同年10月まで
③ 平成12年4月から同年8月まで

私の妻は、夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付しており、納付が遅れたときは、社会保険事務所（当時）まで出向いて保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の妻が夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと説明しており、保険料の納付月（日）が確認できる昭和59年4月以降、申立人が60歳に到達する平成14年*月まで、申立人夫婦の保険料納付月（日）は全て同月（日）となっており、申立期間当時の申立人夫婦の納付状況については、申立期間①直前の9年8月及び同年9月分の保険料が10年4月に現年度納付されてから、その後の納付済みの保険料は全て過年度納付されていること、また、その際の納付月数も1か月、2か月、3か月、5か月、8か月又は10か月と多様であることがオンライン記録で確認でき、申立期間当時、申立人夫婦が安定的、継続的に保険料を納付していたとは言えない状況が認められる。

また、申立期間直後の保険料の納付状況についてみると、申立期間①直後の平成9年11月から10年3月までの期間の保険料は11年12月27日に、申立期間②直後の10年11月から11年6月までの保険料は12年12月26日に、申立期間③直後の12年9月から13年6月までの保険料は14年10月30日に、それぞれ時効期限直前に過年度納付されていることがオンライン記録で確認でき、これらの過年度納付時点では直前の各申立期間の保険料は時効により納付することができないなど、申立人の妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

なお、申立人の各申立期間が属する平成9年分、10年分及び12年分を含む8年分から13年分までの確定申告書の社会保険料控除欄には、国民年金保険料支払額が記載されており、その金額はいずれも当該各年1年分の保険料額におおむね相当する額が記載されているものの、上記のとおり、申立期間当時は主に過年度納付されていることが確認できることから、各年の保険料納付月（日）と照合した保険料納付額と申告支払額は相違しており、仮に、申立期間の保険料を直前の期間の保険料と一緒に時効にかからないよう納付したとしても、8年分、9年分、10年分及び12年分の各年の保険料納付額は申告支払額と大きく相違するなど、申告支払額は実際の納付状況を反映したものとは言えず、ほかに申立人夫婦が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年10月、10年4月から同年10月までの期間及び12年4月から同年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成9年10月
② 平成10年4月から同年10月まで
③ 平成12年4月から同年8月まで

私は、夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付しており、納付が遅れたときは、社会保険事務所（当時）まで出向いて保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと説明しており、保険料の納付月（日）が確認できる昭和59年4月以降、申立人の夫が60歳に到達する平成14年*月まで、申立人夫婦の保険料納付月（日）は全て同月（日）となっており、申立期間当時の申立人夫婦の納付状況については、申立期間①直前の9年8月及び同年9月分の保険料が10年4月に現年度納付されてから、その後の納付済みの保険料は全て過年度納付されていること、また、その際の納付月数も1か月、2か月、3か月、5か月、8か月又は10か月と多様であることがオンライン記録で確認でき、申立期間当時、申立人夫婦が安定的、継続的に保険料を納付していたとは言えない状況が認められる。

また、申立期間直後の保険料の納付状況についてみると、申立期間①直後の平成9年11月から10年3月までの期間の保険料は11年12月27日に、申立期間②直後の10年11月から11年6月までの保険料は12年12月26日に、申立期間③直後の12年9月から13年6月までの保険料は14年10月30日に、それぞれ時効期限直前に過年度納付されていることがオンライン記録で確認でき、これらの過年度納付時点では直前の各申立期間の保険料は時効により納付することができないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

なお、夫の各申立期間が属する平成9年分、10年分及び12年分を含む8年分から13年分までの確定申告書の社会保険料控除欄には、国民年金保険料支払額が記載されており、その金額はいずれも当該各年1年分の一人分の保険料額におおむね相当する額が記載されているものの、上記のとおり、申立期間当時は主に過年度納付されていることが確認できることから、各年の保険料納付月（日）と照合した保険料納付額と申告支払額は相違しており、仮に、申立期間の保険料を直前の期間の保険料と一緒に時効にかからないよう納付したとしても、8年分、9年分、10年分及び12年分の各年の保険料納付額は申告支払額と大きく相違するなど、申告支払額は実際の納付状況を反映したものとは言えず、ほかに申立人夫婦が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年6月から6年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年6月から6年3月まで
私の母は、私が20歳になった時に国民年金の加入手続きを行い、平成7年8月に就職するまでの国民年金保険料を納付してくれた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続き及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の加入手続き及び保険料の納付をしていたとする母親は、申立人が20歳になった時に加入手続きを行ったと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間終期の平成6年3月頃に払い出されており、加入手続きの時期に関する記憶が曖昧である。

また、上記払出時点で申立期間のうち平成4年6月から5年3月までの期間の保険料は過年度納付することが可能であり、平成5年度の保険料は現年度納付することが可能であったが、申立人の母親は申立期間の保険料の納付書の受領及び遡った保険料の納付に関する記憶が曖昧であること、申立人が申立期間当時居住していた市の国民年金被保険者収滞納一覧表（6年6月8日作成）では、5年度の保険料は未納であることが確認できることなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年10月から2年2月までの期間及び16年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年10月から2年2月まで
② 平成16年2月

私は、最初に勤務した厚生年金保険適用事業所を退職した直後に国民年金に加入し、申立期間①の国民年金保険料を納付した。また、申立期間②の保険料は直後の期間の免除申請をする前までに納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間①については、申立人の国民年金手帳の記号番号は当該期間後の平成4年4月頃に払い出され、同年同月15日に当該期間始期の元年10月から2年6月までの期間が国民年金被保険者期間として記録追加されたことがオンライン記録で確認でき、当該記録追加前までは当該期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することはできず、当該記録追加時点では当該期間の保険料は時効により納付することはできない。また、申立人は、上記手帳記号番号及び厚生年金保険の記号番号が記載された年金手帳を1冊所持し、別の手帳を所持していた記憶は無いと説明しており、当該期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②については、申立人は、当該期間直後の免除申請前までに夫婦二人分の保険料を一緒に納付したはずと説明しているが、夫婦共に当該期間の保険料が未納となっていること、当該期間前の保険料納付済期間のうち、平成15年4月以降、当該期間直前の16年1月までの保険料は全て同一の金融機関から納付されていることが当該金融機関保管の領収（納付受託）済通知書で確認できるものの、当該期間に係る上記通知書

は見当たらないことなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。なお、申立人の夫の平成 16 年分の確定申告書には、社会保険料控除のうち、国民年金保険料額として 16 年中に支払った 2 か月分の保険料額となる 2 万 6,600 円の記載があるが、当該保険料額はオンライン記録で申立人及びその夫がそれぞれ納付済みとなっている 16 年 1 月の保険料合計額と考えるのが自然であり、当該期間の保険料を納付したことを示すものとは言えない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成14年11月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年11月

私は、平成8年6月に会社を退職した後、国民年金の加入手続きを行い、夫婦二人分の国民年金保険料と一緒に納付していた。平成15年2月から同年4月までの期間の保険料は納付期限が過ぎたため納付できなかったことは憶えているが、それより前の期間の保険料は納付しているはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は申立期間の保険料の納付時期に関する記憶が曖昧である。

また、申立人は、申立期間の保険料を申立期間直前の平成14年8月から同年10月までの期間の保険料と一緒に納付したかもしれないと説明しているが、保険料の納付額に関する記憶が定かではなく、申立人が一緒に保険料を納付していたとする申立人の元夫は上記3か月分の保険料の納付日が申立人と同日となっており、その夫も申立期間の保険料が未納となっているなど、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年4月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年4月から47年3月まで
私は、昭和41年4月に転居した後すぐに区出張所で国民年金の加入手続を行い、その場で国民年金保険料を納付し、その後も定期的に保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続を行ったときに納付したとする保険料の納付方法及び納付額に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の昭和47年9月頃に払い出されており、当該払出時点では、申立期間のうち41年4月から45年6月までの期間は時効により保険料を納付することができない期間であったこと、その後の同年7月から47年3月までの期間は保険料の過年度納付が可能な期間であったが、申立人は遡って保険料を納付したことはないと説明していること、申立期間当時に申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年7月及び同年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年7月及び同年8月
私は、平成元年9月に就職した会社の人事担当者から、厚生年金保険に加入するまでの2か月分の国民年金保険料を納付書が送られてきたら自分で納付するように言われ、金融機関で納付した記憶がある。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の平成8年6月頃に払い出されており、当該払出時点では申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であるほか、申立人は、現在所持する厚生年金保険の手帳記号番号が記載された年金手帳及び上記手帳記号番号が記載された年金手帳以外に年金手帳を所持した記憶は無いと説明しており、申立期間当時に申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないなど、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年6月及び同年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年6月及び同年7月

私は、平成7年5月末に退職した後、市役所で共済組合から国民年金への切替手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間に係る保険料の納付時期、納付場所、納付方法及び納付額に関する記憶が曖昧である。

また、申立期間に係る国民年金被保険者資格取得日及び同喪失日は平成12年5月16日に記録追加されていることがオンライン記録で確認でき、申立期間は当該記録追加前まで国民年金の未加入期間であったため、制度上、保険料を納付することができない期間であったほか、当該記録追加時点では申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であること、申立人は申立期間後に勤めていた厚生年金保険適用事業所を退職した後12年4月から国民年金に再加入しており、申立人が所持する年金手帳の国民年金の記録欄の申立期間に係る資格得喪、再加入時の資格取得及びその後の資格種別の変更が記載された部分には申立人が11年10月から居住している市の確認印が押されていることから、再加入当時に申立期間が被保険者期間となるべきものであることが判明したと考えられることなど、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成12年5月から16年9月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできず、納付していたものと認めることもできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年5月から16年9月まで

私は、平成16年10月頃に国民年金保険料の免除申請手続きを行い、申立期間の保険料を免除してもらった記憶があるが、もしかすると、母が申立期間の保険料を納付してくれていたかもしれない。申立期間が未納期間とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料が無く、申立期間当時、保険料の免除承認の始期は申請のあった日の属する月の前月からとされていたため、申立人が申立期間の保険料の免除申請を行ったとする時点では、申立期間の大部分は、制度上、保険料の免除を申請することができない期間であるほか、申立期間直後の平成16年10月から17年6月までの期間の保険料は16年11月30日に免除申請が行われていることがオンライン記録で確認できるなど、申立人が申立期間の保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は申立期間の保険料の納付に関与しておらず、申立期間の保険料を納付していたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明であるほか、申立人は、平成11年9月から16年8月まで不在被保険者とされていたことがオンライン記録で確認でき、申立期間の大部分の保険料の納付書は発行されていなかったと考えられるなど、母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできず、申立人が申立期間の保険料を納付していたものと認めることもできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 6 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 6 月から 61 年 3 月まで
私の夫は、昭和 58 年 6 月頃に私の国民年金の任意加入手続を行い、私の申立期間の国民年金保険料を夫の給与から天引きされることにより納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する年金手帳及び申立人に係るオンライン記録によれば、申立人は、昭和 58 年 6 月 11 日に国民年金の強制加入被保険者の資格を喪失し、61 年 4 月 1 日に第 3 号被保険者の資格を取得していることが確認できる。このことから、申立期間は、国民年金に加入していない期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立期間の保険料の納付方法について、申立人の夫は、「妻の申立期間の保険料は、申立期間当時において、私の給与から天引きされることにより納付していたはずである。」と述べている。しかし、申立人の夫が申立期間当時から勤務している A 機関は、「職員の給与から妻の保険料を天引きするという事は、行っていない。」としていることなどから、申立人の夫が A 機関を通じて申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人の夫が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（給与明細書、確定申告書等）は無い上、申立人は申立期間の保険料の納付に関与しておらず、当該保険料を納付していたとする夫は、保険料の納付月額等の記憶が曖昧である。

このほか、申立人の夫が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 9 月から 55 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 9 月から 55 年 12 月まで

私は、昭和 49 年 9 月頃に A 区出張所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を自宅に届いた納付書により郵便局において納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私は、昭和 49 年 9 月頃に A 区出張所で国民年金の加入手続を行った。」と主張しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は、オンライン記録によれば、平成元年 2 月頃に払い出されていることが推認できる。また、申立人は、「申立期間当時、年金手帳を受け取ったかどうかは憶^{おぼ}えていない。申立期間を通じて、現在まで A 区から転出したことはない。」と述べており、申立人に係る A 区の住民票においても、申立人は、申立期間及び当該手帳の払出しの時期を含めて、A 区に住所を定めていることが確認でき、同一区において同一人に対し手帳記号番号が複数回払い出されることは考え難いことなどから、当該手帳記号番号の払出しの時点より前に申立人に対し別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。これらのことを踏まえると、申立期間は、当該手帳記号番号の払出しの時点において、時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人は申立期間の保険料の納付月額等に関する記憶が曖昧である。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成11年11月から13年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成11年11月から13年12月まで
私の父は、時期は不明であるが、A町役場で私の申立期間の国民年金保険料をまとめて納付してくれたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、国民年金の未加入期間に係る適用を勧奨する情報として、申立人に対して、平成11年11月15日を「勧奨事象発生年月日」とする国民年金への加入勧奨が行われ、13年8月23日付けで「未適用者一覧表（最終）」が作成されていることが確認できる。このことから、申立期間のうち、11年11月から13年8月までの期間は、当該一覧表の作成時点においては、国民年金に加入していない期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。なお、同記録によれば、申立人は、11年11月15日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できるが、申立人は、「申立期間当時、厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行った記憶は無い。」と述べている。

また、申立人は、「私の父は、A町役場で私の申立期間の保険料をまとめて納付してくれたはずである。」と主張しており、申立期間の保険料を納付したとする申立人の父親は、「いつ頃だったか憶えていないが、A町役場で20万円から25万円程度の保険料をまとめて一回で納付した。」と述べているものの、申立期間の保険料を一括で納付する場合、過年度分の保険料が含まれることになるが、A町役場においては、過年度保険料の収納を行っていないと回答している。その上、申立人の父親が納付したとする金額は、申立期間の保険料をまとめて納付した場合の当時の保険料額と大きく相違する。

さらに、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は申立期間の保険料の納付に関与しておらず、申立

期間の保険料を納付したとする申立人の父親は、保険料の納付時期等の記憶が曖昧である。

このほか、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成 19 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 60 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 1 月から同年 3 月まで

私は、会社を退職した後の平成 19 年 1 月頃に国民年金の加入手続を行い、同年 4 月か 5 月頃に申立期間の国民年金保険料をまとめて納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人は、「保険料を納付していた場所は、区役所、銀行、郵便局、コンビニのうちのどれかである。」と述べているなど、保険料の納付場所等に関する記憶が曖昧である。

また、申立人は、「申立期間の保険料を平成 19 年 4 月か 5 月頃にまとめて納付した。」と主張している。しかし、オンライン記録によれば、20 年 8 月 12 日に納付書が作成されていることが確認できることから、申立期間は、当該納付書の作成の時点においては、保険料が未納であったものと推認される。

さらに、申立期間は保険料の収納事務が国に一元化された平成 14 年 4 月以降の期間であり、事務処理の電子化等が一層促進されたことなどに伴い、当時の記録管理の信頼性は高いと考えられることから、申立期間に係る納付記録が漏れたり誤ったりすることは考え難い。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から50年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から50年4月まで

私は、大学を卒業後、父に勧められて国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を毎月、A区の出張所で納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係るA区の年度別納付状況リストによれば、申立期間の国民年金保険料は未納であることが確認できる上、申立人は、「申立期間の保険料は、毎月、A区の出張所で納付していた。」と主張しているものの、当時のA区における保険料の収納単位は3か月ごとであり、申立人の主張に整合性がみられない。なお、申立人は、申立期間の保険料の納付金額の記憶が曖昧である。

また、申立人は、「年金手帳は紛失し、現在は所持していない。」としている上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びにこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年9月から3年7月までの期間、3年10月から4年1月までの期間及び7年11月から8年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年9月から同年11月まで
② 平成2年12月から3年7月まで
③ 平成3年10月から4年1月まで
④ 平成7年11月から8年1月まで

私は、申立期間①及び④の国民年金保険料については、毎月、A市の実家において両親の保険料と一緒に集金人に納付したはずであり、毎回、集金人から領収書もらった記憶がある。申立期間②及び③の保険料については、当時勤めていたB社と折半で私の負担分は給与から天引きの上、同社が納付してくれていた。申立期間①、②、③及び④の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び④について、申立人は、「申立期間の国民年金保険料は、毎月、A市の実家において両親の保険料と一緒に集金人に納付したはずである。」と主張している。

しかしながら、申立人は、戸籍の附票によれば、申立期間①においてはA市に住所を定めていることが確認できるものの、申立人が現在所持している年金手帳においては、申立期間①に係る被保険者資格の得喪記録は、A市ではなくC区によって記載されていることが確認できる上、申立人は、「申立期間①当時、A市において国民年金の加入手続等を行った記憶は無い。」と述べている。これらのことから、申立期間①当時においては、A市から申立人に対し申立期間①に係る保険料の現年度納付書は、送付されなかったものとするのが自然である。

また、申立期間①のうち、平成2年11月の申立人の両親の保険料は、オンライン記録によれば、申立人がC区へ転出した後の同年12月に納付されていることが確認

できることから、申立期間①の保険料を毎月両親の保険料と一緒に納付していたとする申立人の主張と相違する。

申立期間④については、オンライン記録によれば、平成9年10月に過年度納付書が作成されていることが確認できることから、当該期間は、当該納付書の作成の時点においては、保険料が未納であったものと推認できる。このことを踏まえると、申立期間④の保険料を毎月納付していたとする申立人の主張に整合性がみられない。

さらに、申立期間①及び④に係る保険料の領収方法について、申立人は、「保険料の納付時には、毎回、集金人から領収書もらった。」と主張しているものの、申立人の父親は、「納税組合の人が保険料を集金しており、同集金人は、毎回、年金の封筒に領収印を押していた。」と述べており、申立人が一緒に納付していたとする父親の説明と相違している。

加えて、申立人が申立期間①及び④の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、このほか、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②及び③については、申立人は、「申立期間の保険料は、当時勤めていたB社と折半で私の負担分は給与から天引きの上、会社が納付してくれていた。」と主張しているが、申立期間当時のB社の関係者は、「会社が従業員の保険料の納付に関与したことはなかった。」としていることなどから、申立期間②及び③の保険料の納付方法に関する申立人の主張に整合性がみられない。

加えて、B社が申立期間②及び③の保険料を納付していたことを示す関連資料が無く、このほか、B社が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 8 月の国民年金保険料については、保険料相当額を納付していたものと認められる。しかしながら、申立期間については、厚生年金保険被保険者期間であるから、当該期間を納付済期間として記録を訂正することはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 8 月

私は、昭和 37 年*月に国民年金の加入手続を行っているため、申立期間の国民年金保険料を納付したはずである。前回の申立てでは同年同月の期間は厚生年金保険の期間とされているため申立てを行わなかったが、申立期間の保険料も納付していたはずである。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、前回は申立期間直後の昭和 37 年 9 月から 41 年 3 月までの期間について申立てを行っており、申立人は転職直後で自身の誕生月である 37 年*月に国民年金の加入手続を行い、年金手帳の交付を受けたこと、当時住み込んでいた店の店先で集金人が年金手帳に印紙を貼り国民年金保険料を収納していたこと、国民年金と国民健康保険とは別の集金人が訪れていたこと、41 年頃最初の年金手帳の検認記録欄がいっぱいになり集金人が新しい手帳を持ってきたことなどを具体的に記憶しているほか、申立期間後の保険料を全て納付していることなど、申立内容に不自然さは見られないとして、既に当委員会の決定に基づき平成 20 年 11 月 12 日付けで年金記録の訂正が必要であるとする通知が行われている。

今回、申立人は、前回申立てを行わなかったが、昭和 37 年*月に国民年金の加入手続を行っているため、申立期間である同年同月の保険料も納付したはずであると新たに申立てをしており、前回の委員会の判断理由を踏まえると、申立人が加入手続を行った申立期間の保険料を未納のままにしておくことは考えにくく、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料相

当額を納付していたものと認められる。しかしながら、申立期間については、厚生年金保険被保険者期間であるから、当該期間を納付済期間として記録を訂正することはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 1 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 1 月から平成元年 3 月まで

私の母は、私が 20 歳の時に国民年金の加入手続を行い、私が会社に入社する平成元年 3 月までの国民年金保険料を納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。また、申立期間のうち平成元年 3 月分の保険料は、厚生年金保険加入期間のため還付してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行っていたとする母親は、保険料の納付状況に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の母親はほかの兄弟についても自身が加入手続を行い、保険料を納付していたと説明しているが、申立人の兄は国民年金に未加入であり、申立人の弟は 20 歳以上の学生期間の保険料の納付が義務化された平成 3 年 4 月頃に強制適用により国民年金手帳の記号番号が払い出されていることが確認できること、申立人に国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は無く、厚生年金保険の記号番号が基礎年金番号として付番された平成 9 年 1 月時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であること、及び申立人は現在所持する厚生年金保険の記号番号が記載されている年金手帳以外のほかの年金手帳を受領、所持していた記憶は無いと説明していることなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 10 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 9 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 10 月から 60 年 3 月まで
私の妻は、夫婦一緒に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の妻は、申立期間の保険料は口座振替により納付していたと説明していたが、申立人が口座振替を開始したのは、申立期間後の昭和 62 年 7 月分の保険料からであったことが申立人の口座預金取引推移一覧表で確認できるほか、申立人の妻は保険料の納付金額等当時の納付状況に関する記憶が曖昧である。

また、申立期間のうち昭和 60 年 1 月から同年 3 月までの期間の保険料については、時効期間経過後の 62 年 5 月 11 日に納付されたため同年 5 月 30 日に 61 年 7 月及び同年 8 月分の保険料に充当され、差額が還付（同年 6 月 27 日口座振込）されていることがオンライン記録及び申立人の口座預金取引推移一覧表で確認できるなど、申立人の妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年4月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月から53年3月まで

私は、転居した先の市役所支所から国民年金保険料の未納の連絡を受け、2年分の保険料を遡って納付し、未納期間が無くなったことを記憶している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は2年分の保険料を遡って納付し、未納期間は無いはずであると説明しているが、遡って納付したとする保険料額及び納付時期の記憶が曖昧である。

また、申立人が転居した昭和54年6月時点で申立期間の全ての保険料を納付するためには、過年度納付する必要があるだけでなく、52年3月以前の期間については当時実施されていた第3回特例納付により保険料を納付する必要があるが、申立人は特例納付をした記憶は無いと説明しているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年3月及び9年3月から同年5月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年3月
② 平成9年3月から同年5月まで

申立期間①については、私の母が、私が20歳の時に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間②については、海外から帰国後、国民健康保険と一緒に国民年金の加入手続を行い、遡って保険料を納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の母親が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行っていたとする母親は、加入時期、加入場所及び納付金額等に関する記憶が曖昧である。また、申立人に国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は無く、厚生年金保険の記号番号が基礎年金番号として付番された平成9年6月時点では、当該期間は時効により保険料を納付することができない期間であること、申立人の兄及び姉も20歳当時の学生期間は国民年金の未加入期間及び未納期間であることなど、申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、平成9年3月に海外から帰国後、国民健康保険と一緒に国民年金の加入手続を行い、当該期間の保険料を遡って納付したと説明しているが、加入手続を行った場所、遡って納付した保険料の納付時期、納付場所及び保険料額等に関する記憶が曖昧である。また、12年1月27日に、申立期間②を含む8年1月1日の被保険者資格取得から9年6月1日の同資格喪失までの被保険者期間が記録追加されていることがオンライン記録で確認でき、当該記録整備時点までは申立期間

②は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であったことなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 8 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 8 月から 60 年 3 月まで

私の父は、私が 20 歳になった昭和 55 年*月頃に、私の国民年金の加入手続を行い、私が大学生だった申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたはずである。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳の記号番号は、オンライン記録によると、申立人が主張する昭和 55 年*月頃ではなく、60 年 8 月から 61 年 4 月頃までの間に払い出されていることが推認できる。また、申立人は、当該手帳記号番号が記載されているオレンジ色の表紙の年金手帳及び当該手帳記号番号が基礎年金番号として記載されている青色の表紙の年金手帳のみを所持しており、このほかに年金手帳を所持していた記憶は無いとしていることなどから、当該手帳記号番号の払出しの時点より前に、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人が所持しているオレンジ色の表紙の年金手帳には、前述の手帳記号番号の下に「初めて上記被保険者となった日」として、昭和 60 年 4 月 1 日と印字され、「国民年金の記録(1)」の最初の行においても「被保険者となった日」として、同年 4 月 1 日と記載されており、申立期間は、オンライン記録と同様に、国民年金の被保険者期間とされていないことが確認できる。これらのことから、申立期間は、国民年金に加入していない期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。なお、学生は、平成 3 年 3 月以前の期間においては、制度上、国民年金の強制加入被保険者とされておらず、申立人は、申立期間当時は大学生だったと述べていることから、申立期間は、被保険者期間とされなかったものと考えられる。

さらに、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、父親は納付していたとする保険料の納付金額の記憶が曖昧

である。

このほか、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年6月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年6月から59年3月まで

私の母は、私が20歳となった昭和56年*月からの私の国民年金保険料を納付することができるようにお金を貯めており、同年*月から母自身と私の兄の保険料と一緒に、自宅に来ていたA市の集金人に納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間の国民年金保険料を納付したとする申立人の母親は、「申立人が学生であった期間は納付していた。」と述べている。しかし、申立人の母親及び兄は、戸籍の附票によると、申立期間のうち、申立人が学生だったとする昭和56年6月から58年3月までの期間においてA市に住所を定めているものの、申立人は、同附票によると、当該期間においてB市に住所を定めていることが確認できることから、申立人の当該期間の保険料は、A市の集金人が収納することはできない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、年金手帳記号番号払出簿及びオンライン記録によると、申立人が前述の学生であった期間よりも後の昭和59年2月から同年4月頃までの間にA市において払い出されていることが確認できる。さらに、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。これらのことから、申立期間のうち、56年6月から59年1月までの期間は、当該手帳記号番号の払出しの時点より前においては、申立人が国民年金に加入していない期間であったことが推認でき、当該加入していない期間は、制度上、保険料を納付することができない期間である。その上、申立期間のうち、56年6月から同年12月までの期間は、当該手帳記号番号の払出しの時点において、時効により保険料を納付することができない期間である。なお、申立期間のうち大半の期間は、当該手帳記号番号の払出しの時点においては、申立人の保険料を遡って納付することが可能な期間であるものの、申立人の母

親は、「申立期間の保険料を後から遡って納付したことはない。」と述べている。

加えて、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

このほか、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年10月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年10月から50年3月まで

私は、国民年金の加入時期並びに申立期間の国民年金保険料の納付金額、納付場所及び納付方法等は覚えていないが、申立期間の保険料は払っていたと思う。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳の記号番号は、A区の国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立期間より後の昭和52年5月に払い出されていることが確認できる。また、申立人は、「国民年金への加入時期は覚えていない。」と述べていることなどから、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。これらのことを踏まえると、申立期間は、当該手帳記号番号が払い出された時点において、時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、A区の年度別納付状況リストによると、申立期間の保険料は未納と記録されており、オンライン記録における納付記録と同様の記録となっていることが確認できる。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 4 月から 61 年 3 月まで

私は、勤務先の社長に勧められ、私が 20 歳となった昭和 59 年*月頃に区役所の出張所で国民年金の加入手続を行った。私は、申立期間の国民年金保険料について、最初の 1 年間は口座振替か出張所で納付し、2 年目からは割り引いてもらえるので前納で口座振替により納付した。また、私は、申立期間の保険料の免除申請をしたことはない。申立期間の保険料が免除とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私は、20 歳となった昭和 59 年*月頃に国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料は、最初の 1 年間は口座振替か区役所の出張所で納付し、2 年目からは割り引いてもらえるので前納で口座振替により納付した。また、当該期間の保険料の免除申請をしたことはない。」と主張している。

しかしながら、オンライン記録によると、申立期間の保険料は、昭和 59 年 4 月から 60 年 3 月までの期間が 59 年 7 月 1 日に、60 年 4 月から 61 年 3 月までの期間が 60 年 7 月 10 日にそれぞれ申請免除されていることが確認できる。

また、申立人が口座振替に使用したとする A 金融機関（現在は、B 金融機関）は、「申立人の口座番号は、申立期間よりも後の昭和 63 年 4 月に同金融機関 C 支店で開設され、平成元年 6 月に D 支店に移管している。」と回答しており、同金融機関から提出された申立人に係る出入金の記録によると、同年 4 月に元年度の前納保険料額と一致する金額が引き落とされていることが確認できる。

なお、申立人は、「保険料を割り引いてもらえるので、2 年目からは保険料は前納にした。また、納付を始めた時の保険料は 7,200 円くらいだった。」と述べている。しかし、オンライン記録によると、申立期間直後の昭和 61 年 4 月から保険料の納付が開始され、また、納付開始から 2 年目の 62 年 4 月から保険料が前納されていることがそれ

ぞれ確認できる。さらに、申立人の述べている保険料月額、申立期間直後の 61 年度における保険料月額 7,100 円とおおむね一致している。これらのことを踏まえると、申立人の主張している保険料の納付に関する記憶は、当該 61 年 4 月からの納付の記憶であるとも考えられる。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 7 月から 63 年 12 月までの期間及び平成 6 年 4 月から 7 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 62 年 7 月から 63 年 12 月まで
② 平成 6 年 4 月から 7 年 3 月まで

私の父は、申立期間①及び②に係る家族の国民年金保険料をまとめて支払っており、私の当該期間の保険料も間違いなく支払済みのはずである。なお、私は、申立期間当時は両親と同居しており、私の家族の当該期間の保険料は納付済みである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人の国民年金手帳の記号番号は、A市の国民年金手帳記号番号払出簿等によると、申立期間①より後の平成 3 年 4 月頃に申立人の弟の手帳記号番号と連番で払い出されていることが確認できる。また、申立期間①当時において、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。これらのことから、申立期間①は、当該手帳記号番号の払出しの時点において、時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、オンライン記録によると、申立期間①直後の平成元年 1 月から 3 年 3 月までの期間の保険料が、時効期限直前である 3 年 4 月 22 日にまとめて納付されており、申立人と連番で手帳記号番号が払い出された申立人の弟も 20 歳到達時の 2 年 * 月から 3 年 3 月までの期間の保険料が同日にまとめて納付されていることが確認できる。

なお、申立人は「同居していた両親は、申立期間①の国民年金保険料が納付済みである。」と述べているが、申立期間①当時、申立人の父親及び母親は、厚生年金保険の被保険者であることが確認できる。

2 申立期間②については、申立人は平成 7 年 4 月に共済組合に加入して、同組合の組合員資格を取得し、これに基づき 9 年 1 月に基礎年金番号が付番されていることが確認できる。また、申立人が同年 6 月に婚姻したことによる国民年金の第 3 号被保険者

の手續を契機として、申立期間②を含む5年4月から7年3月までの期間及び9年4月に係る国民年金の被保険者資格が10年8月に追加され、当該期間が未納期間として整備されたものであることが確認できる。これらのことから、申立期間②は、当該記録が追加された時点より前においては、国民年金に加入していない期間であったことが推認でき、当該加入していない期間は、制度上、保険料を納付することができない期間である。

なお、オンライン記録によると、前述の追加された期間のうち、平成9年4月の保険料は、当該追加の時点において、2年の時効期限内であったため、10年10月に過年度納付されていることが確認できる。また、前述の追加された期間のうち、5年4月から6年3月までの期間は、前述の7年4月に取得した共済組合の加入期間とは別に共済組合に加入していた期間であることが判明したことから、23年3月に申立人に係る国民年金の被保険者資格の取得日が5年4月1日から6年4月1日に訂正されていることが確認できる。

加えて、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、このほか、申立人の父親が保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年4月、同年5月及び16年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年4月及び同年5月
② 平成16年3月

私は、平成6年4月からの国民年金保険料を納付していた。また、私は、平成16年3月の保険料の領収書を所持している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は申立人の母親が保険料を納付してくれていたため、自分は何も分からないと当初は述べていたが、オンライン記録等を説明したところ、自分が納付していた気がする等と申立内容を変更しており、申立人は保険料の納付時期及び納付額等に関する記憶が無いほか、当該期間後の平成7年4月から8年3月までの期間は、追納により保険料が納付されていることがオンライン記録で確認できるが、この期間は同年7月12日に保険料が追納されるまで申請免除期間であり、この追納時点では、過年度納付されている申立期間直後の6年6月から7年3月までの期間は遡って保険料を納付することが可能である一方、申立期間は時効により保険料を納付することができないなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②については、申立人は当該期間の保険料の領収（納付受託）済通知書を所持していることをもって、当該期間の保険料を納付していたはずであると主張しているが、この資料は、社会保険庁（当時）から被保険者に対して未納期間となっている期間の保険料の納付を督促する通知書であり、領収印が押されておらず3枚綴りのうち領収証書に当たる部分も無いことから、保険料を納付したことを示す資料には当たらない。また、申立人は当該期間の納付について「どこで、いつ納めたか、（領収書に）書いて

ありませんので、分かりません。たぶん郵便局かコンビニで払ったと思います。」と説明していることから、納付時期及び納付場所に関する記憶が曖昧であるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

なお、申立期間②については国民年金保険料収納事務が国に一元化され、事務処理の電子化等が一層促進された平成 14 年 4 月以降の期間の申立てであり、保険料の記録漏れが発生する可能性は低いほか、申立人は保険料の納付時期及び納付場所等に関する記憶が曖昧なことから保険料を納付したことを確認することができなかった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年4月から62年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年4月から62年6月まで

私は、厚生年金保険適用事業所を昭和57年4月に退職した後は国民年金保険料を納付していなかった。その後、保険料を納付していなかった期間の納付書が何度か送付されてきていたので、しばらくしてから将来のことを考え5回か6回に分けて20万円から30万円くらいの保険料を遡って納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は保険料を遡って納付したとする時期及び納付場所に関する記憶が曖昧である。

また、申立人は、申立期間の保険料は遡って5回か6回に分けて合計20万円から30万円くらいを納付し、遡って保険料を納付したのは一度だけであったと説明しているところ、申立人が申立期間後の昭和62年7月から平成2年6月までの期間の保険料を元年10月から2年11月までの期間に7回過年度納付していることがオンライン記録で確認でき、当該期間の保険料の納付額は28万200円となり、申立人が遡って納付していたと説明する回数及び金額とおおむね合致するなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年1月から58年3月までの国民年金の付加保険料及び58年4月から同年12月までの付加保険料を含む国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和48年1月から58年3月まで
② 昭和58年4月から同年12月まで

私は昭和48年1月に市役所で国民年金に任意加入した後に、時期は定かではないが毎月来宅する集金人に付加保険料を納付すれば、将来、年金が多くもらえると勧められたため、定額保険料とは別に付加保険料を毎月集金人に納付していた。領収書はそれぞれ別であったと記憶している。また、昭和49年3月に転居した後の同年4月から58年12月までの定額保険料と付加保険料は夫が納付してくれていた。

申立期間①の付加保険料及び申立期間②の付加保険料を含めた国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人及びその夫が付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は昭和49年3月に転居した後の同年4月以降の国民年金保険料の納付には関与しておらず、同年同月以降の保険料を納付していたとする夫からは当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人は、当該期間のうち昭和48年1月から49年3月までの期間については、定額保険料とは別に同期間の付加保険料を集金人に毎月納付しており、領収書はそれぞれ別であったと説明しているが、申立人がこの期間に居住していた市では当時の納付書は3か月単位で、集金人は3か月ごとの戸別訪問による現年度保険料の収納業務を行い、付加保険料を納付する被保険者に対しては、定額保険料3か月分と付加保険料3か月分の合算額を記載した納付書を発行するとともに、被保険者名簿に当該額を記載していたと説明しており、当該市における申立人の被保険者名簿では定額保険料のみの3か月分

の納付額が記載されていることが確認できるなど、申立人の説明は当該市の当時の収納方法と相違している。

さらに、申立期間①のうち昭和58年1月から同年3月までの期間の定額保険料が59年5月19日に過年度納付されていることがオンライン記録で確認でき、付加保険料は、制度上、過年度納付することはできないなど、申立人及びその夫が申立期間の付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②については、申立人の夫が当該期間の定額保険料及び付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は当該期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、当該期間の定額保険料及び付加保険料を納付していたとする夫から納付状況等を聴取することができないため、当時の状況は不明である。また、申立人が昭和49年3月に転居した区において59年5月に作成された申立人に係る国民年金の年度別納付状況リストでは、当該期間の納付記録は無く、オンライン記録でも当該期間は未納となっているなど、申立人の夫が当該期間の付加保険料を含む保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①の国民年金の付加保険料及び申立期間②の付加保険料を含む国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年8月から51年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年8月から51年12月まで

私は結婚後、区役所で住民登録を行った時に国民年金に加入するよういわれたので、昭和52年12月頃に加入手続を行った。その後、53年から55年までの間に特例納付の通知と国民年金保険料の納付書が送付されてきたので、申立期間の保険料を一括で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人が特例納付したと説明する10万円前後の納付額は、申立期間を第3回特例納付により納付した場合の保険料額と相違している。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和54年2月に払い出されており、この払出日から52年1月から53年3月までの納付済期間は過年度納付していたものと推認できるが、申立人は特例納付した以外に保険料を遡って納付したことはないと説明しているほか、特例納付をするには申出が必要となるが、申立人は同申出を行った記憶が無く、区役所から案内と納付書が送付されてきたと説明しているものの、当該区では国民年金被保険者に対して特例納付する場合には納付書の請求が必要であると案内していたと説明しているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年8月から4年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年8月から4年3月まで
私の母は、私が20歳になった平成3年*月の約1か月前に区役所で国民年金の加
入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とさ
れていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続き及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続き及び保険料の納付をしていたとする母親は保険料額に関しては「8,700円から1万2,000円ぐらいであった。」と説明しているなど納付額に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は平成6年12月頃に払い出されており、当該払出時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人は現在オレンジ色の年金手帳を1冊所持しており、この手帳は母親から受け取った手帳で、当該手帳以外に厚生年金保険の手帳を所持しており、9年に母親から受け取った手帳に統合されたと説明しているものの、当該手帳には4年4月1日に厚生年金保険適用事業所に就職した時の同保険の記号番号が印刷され、国民年金の記号番号は6年12月頃に払い出された番号と一致しており、上記手帳以外の別の手帳を所持していた記憶は無いと説明しているほか、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年8月から51年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。また、平成4年4月から5年3月までの保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年8月から51年7月まで
② 平成4年4月から5年3月まで

私は、申立期間①については、年金手帳に「3,770円、毎月納付、135,720円」と記載してあることに気が付き、このことについて相談した人から13万5,720円を納付した方がよいと勧められ、昭和52年2月10日に市役所の分室で納付した。申立期間②については、61年以降60歳になるまで保険料が免除となるように市役所に申請手続きを行っていたはずである。申立期間①が国民年金に未加入で保険料が未納とされ、申立期間②の保険料が免除とされていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付し、申立期間②の保険料を免除されていたことを示す関連資料が無い。

申立期間①については、申立人は所持する年金手帳に「3,770円 毎月納付 135,720円」とメモ書きされていることをもって当該期間の保険料を納付したものと説明しているが、このうち月額保険料と思われる「3,770円」は、申立人が保険料を納付したとする昭和52年2月より後の昭和55年度の月額保険料に相当し、当該期間の保険料と相違するほか、当該額の3年分に相当する13万5,720円を納付したとする52年2月は、特例納付の実施期間外の時期であり、時効を超えて保険料を納付することはできない。また、申立人は、42年9月から48年7月までの期間に厚生年金保険に任意継続加入したことにより、老齢年金の受給資格期間を満たし、以後、61年3月までの国民年金への加入は任意加入となるが、当該加入手続きを行った記憶は無く、当該期間は国民年金の未加入期間であるため、制度上、保険料を納付することができない期間であるほか、申立人が所持する国民年金の手帳に「はじめて被保険者となった日」は当該期間後の「昭和61年4月

1日」と記載されており、申立人は当該手帳以外の国民年金手帳を所持したことはない
と説明しているなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周
辺事情も見当たらない。

申立期間②については、当該期間当時、申請免除は毎年申請手続を行う必要があった
が、申立人は昭和61年に申請免除手続を行った^{おぼ}えはあるものの、毎年当該手続を行
った記憶は無いほか、平成5年12月7日に申立人に対して納付書が作成されていたこと
がオンライン記録で確認でき、当該納付書は当該期間に対する納付書であると考えられ、
当時、申立人が住民登録していた市が作成した被保険者名簿においても当該期間は「定
額納付未納」と記載されているなど、申立人が当該期間の保険料を免除されていたこと
をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申
立人が申立期間①の国民年金保険料を納付し、申立期間②の保険料を免除されていたも
のと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 39 年 10 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 7 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 39 年 10 月まで

私は、父に勧められ昭和 36 年 4 月に区出張所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は、毎月、区出張所へ年金手帳を持参し、納付する度に領収印を押してもらっていたことを憶えている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間当時の保険料の収納方法は、印紙検認方式であったが、申立人が保険料納付の際に領収印を押されていたとする手帳は、申立人が現在所持する黄土色の年金手帳の形態とは異なり横長であったと説明しており、国民年金の印紙を購入し手帳に貼付した記憶は曖昧である。

また、申立人は、昭和48年1月9日に42年4月から48年3月までの72か月分の保険料を納付していることが申立人が所持する領収証書で確認でき、当該保険料を納付することにより申立人は60歳に到達するまでに老齢年金受給資格期間の300か月を満たすことが可能となり、現在の納付済み期間は306か月であることから、申立人は受給資格期間を満たすために必要となる納付月を考慮して当該納付を行ったものと考えられるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 12403 (事案 5424 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 2 月から 57 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 2 月から 57 年 3 月まで

私の夫は、結婚した時に私の国民年金の加入手続をし、私の 20 歳から結婚するまで未納であった 3 年分の国民年金保険料をまとめて遡って納付してくれた。その後は、夫が夫婦二人分の保険料を郵便局で納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

本件申立てについては、申立人の夫が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする夫は、申立人の 20 歳から婚姻するまでの保険料を遡って納付したと説明しているが、納付金額等に関する記憶が曖昧であるなど、夫が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないほか、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 57 年 3 月時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付することができない期間であり、申立期間当時に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づき平成 21 年 9 月 2 日付けで年金記録の訂正は必要ではないとする通知が行われている。

これに対して申立人は、昭和 53 年 8 月に婚姻した後すぐに申立人の夫が申立人の国民年金の加入手続を行い、申立人の 20 歳から婚姻するまでの期間の保険料を遡って一括で納付し、その後は夫婦二人分の保険料を納付してくれていたと再度主張し、申立人の保険料を納付したとする夫は、申立人の 20 歳から婚姻までの期間の保険料 10 万円くらいを区役所窓口で遡って納付したと説明しているが、区役所窓口では過年度保険料の収納を行っていないこと、申立人は 57 年 3 月に払い出された国民年金手帳の記号番号が記載された年金手帳を 1 冊所持し、ほかの年金手帳の受領、所持に関する記憶が曖昧

であり、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人の希望により実施した口頭意見陳述においても、申立期間の保険料を納付していたことを示す又はうかがわせる新たな資料の提出や具体的な説明は得られず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 1 月から 43 年 3 月までの期間、45 年 10 月から 56 年 3 月までの期間、59 年 4 月及び同年 11 月から平成 6 年 1 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 9 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 1 月から 43 年 3 月まで
② 昭和 45 年 10 月から 53 年 10 月まで
③ 昭和 53 年 11 月から 54 年 3 月まで
④ 昭和 54 年 4 月から 56 年 3 月まで
⑤ 昭和 59 年 4 月
⑥ 昭和 59 年 11 月から平成 6 年 1 月まで

私は、元妻と一緒に国民年金に加入し、当初の国民年金保険料は元妻が納付してくれ、離婚した後、再婚するまでは自分で保険料を納付した。その後、昭和 40 年に会社を株式会社化し、53 年に転居するまでは会社の経理担当者が保険料を納付してくれ、転居後の 56 年頃までは自分で納付し、その後は長女が納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間は、国民年金加入期間 373 か月のうち 301 か月と長期間に及んでいる。

申立期間①及び②については、申立期間①のうち昭和 38 年 1 月から同年 3 月までの期間、40 年 2 月から 43 年 3 月までの期間及び申立期間②のうち 45 年 10 月から 53 年 3 月までの期間については、申立人は保険料の納付に関与しておらず、申立人の保険料を納付したとする元妻及び元経理担当者から当該期間当時の納付状況等を聴取することが困難であり、当時の状況が不明である。また、申立期間①のうち 38 年 1 月から同年 3 月までの期間の保険料は元妻が納付したと説明しているが、元妻も申立人と同様に 37 年度のうち 3 か月分の保険料が未納であることがオンライン記録で確認できること、

申立人は当該期間のうち 38 年 4 月から 40 年 1 月までの期間の保険料を自分で納付していたと説明しているが、当該期間当時に申立人が居住していた区で実施されていた印紙検認方式による納付に関する記憶は無く、納付したとする保険料額も当時の保険料額と相違することなど、申立人、申立人の元妻及び元経理担当者が申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間③及び④については、申立人は当該期間の保険料を自分で納付したと説明しているが、申立人が当時居住していた区で管理していた国民年金被保険者払出簿の備考欄に「不在 53」、国民年金被保険者名簿索引票の備考欄に「不在 54 年 3 月 2 日」及び住民票の異動の履歴である戸籍の附票の記載事項欄に「54. 3. 19 職権消除」と記載されていることが確認でき、昭和 53 年及び 54 年当時に居住していた区では国民年金被保険者として把握されておらず、不在被保険者として扱われていたと考えられることなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間⑤及び⑥については、申立人は保険料の納付に関与しておらず、昭和 59 年頃に別居した長女に年金手帳を預けていて長女が当該期間の保険料を納付してくれていたはずであると説明しているが、申立人は長女の転居先の住所を知らず保険料の納付書も渡した記憶が無いことから、長女は当該期間の保険料を納付することはできなかったと考えられること、申立人が当時居住していた区で管理していた年度別納付状況リストの区分欄に「フザイ」、国民年金被保険者名簿索引票の備考欄に「不在 58 年 11 月 2 日」、「58 年度 職権消除」及び戸籍の附票の記載事項欄に「58. 9. 21 職権消除」と記載されていることが確認でき、当該期間当時に居住していた区では国民年金被保険者として把握されておらず、不在被保険者として扱われていたと考えられることなど、申立人の長女が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 12 月から 63 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 12 月から 63 年 6 月まで

私は、結婚後に国民年金第 3 号被保険者の資格取得手続きを行い、しばらくしてから国民年金保険料が未納との通知を受け取ったので、3 号被保険者の資格取得前の未納期間の保険料を遡って全て納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の国民年金手帳の記号番号は、第 3 号被保険者の資格取得手続きが行われた平成 2 年 10 月頃に払い出され、当該払出時点で申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であったこと、申立人は厚生年金保険の記号番号と上記払出しにより付番された国民年金の手帳記号番号が記載された年金手帳を 1 冊所持し、ほかの手帳を所持した記憶は無いと説明しており、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年8月から54年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年8月から54年1月まで

私は、昭和53年に厚生年金保険適用事業所を退職後間もなく、区役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人に国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は無く、申立人の所持する年金手帳には国民年金の手帳記号番号は記載されておらず、申立人は、当該手帳以外に年金手帳を所持していたことはないと説明しており、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないこと、申立人の基礎年金番号は、厚生年金保険の記号番号を基に平成9年1月に付番されており、当該基礎年金番号で国民年金の第1号被保険者資格を取得した11年9月時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であることなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年9月から53年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年9月から52年3月まで
② 昭和52年4月から53年6月まで

私の母は、私が学生の時に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたと思う。申立期間①が国民年金に未加入で保険料が未納とされていること、申立期間②の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行っていたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は平成5年9月頃に払い出されており、申立期間①については、申立人が大学生時の任意加入適用期間の未加入期間であり、申立人が所持する年金手帳の国民年金記録欄にも、資格取得日が昭和52年4月1日と記載されており、制度上、保険料を納付することができない期間であること、申立期間②については、当該手帳記号番号払出時点では、時効により保険料を納付することができない期間であること、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 9 月から平成 2 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 9 月から平成 2 年 9 月まで

私の国民年金の加入手続と国民年金保険料の納付は、昭和 61 年 9 月から住み込みで勤務していた会社の経理担当者が行ってくれていた。私の給料から保険料が毎月天引きされていたことを憶えている。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の勤務先の経理担当者が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（給与明細書、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする経理担当者から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

さらに、申立期間当時の住民登録は、住み込みで勤務していた会社の所在地ではなく、申立人の実家であることが戸籍の附表で確認でき、国民年金に加入した場合の保険料の納付書は、住民登録をしている住所に送付されるが、申立人は実家に納付書が届いていた記憶は無いと説明しているほか、申立人は、給料から天引きされていたとする保険料額に関する記憶が曖昧である。

また、申立人に対し国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は無く、申立人は申立期間当時に年金手帳を所持していた記憶も無いほか、申立期間後に就職した会社で厚生年金保険の被保険者となり初めて年金手帳が交付されたと説明しており、申立期間当時に申立人に国民年金手帳の記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人の勤務先の経理担当者が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年7月から48年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和47年7月から48年12月まで
私の母は、役所で私の国民年金の加入手続をして、国民年金保険料を納付してくれたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、国民年金の加入手続及び保険料の納付をしたとする母親から保険料の納付状況等を聴取できないため当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和50年10月頃に払い出されており、当該払出時点で、申立期間の保険料を納付するためには当時実施されていた第2回特例納付等により納付する以外にはないが、申立人は、申立人の母親から遡って特例納付したとは聞いていないこと、48年4月から同年6月までの期間については、第2回特例納付の対象期間では無く、かつ、時効期間を経過しており、保険料を過年度納付することもできないこと、申立人は、上記手帳記号番号が記載された年金手帳を1冊所持しているが、ほかに手帳を所持した記憶は無く、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないことなど、母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年11月から49年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年11月から49年9月まで

私は、結婚式を挙げた昭和48年11月から夫が働いていた工場で働くようになった。国民年金の加入手続は夫が行い、国民年金保険料は義父から相当額をもらい夫の保険料と一緒に納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の国民年金手帳の記号番号は婚姻後の昭和49年1月頃に払い出されており、一緒に保険料を納付したとする夫も申立人同様、49年10月分から納付が開始されたことが特殊台帳、国民年金被保険者名簿及びオンライン記録で確認できることなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

なお、申立人は、当時一緒に工場で働いていた義兄の昭和48年10月から49年3月までの保険料が申立てにより納付したものと認められたことを申立ての理由の一つとしているが、当該義兄の手帳記号番号は41年7月に払い出されているほか、当該期間の前後の期間の保険料は現年度納付されているなど、申立人とは事情が異なる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 8 月から 49 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 8 月から 49 年 9 月まで

私は、昭和 45 年 8 月から父の経営する工場で働き、48 年 7 月からは隣県に新設した工場に兄と共に移った。国民年金の加入手続及び新工場に移るまでの保険料の納付は父がしてくれたはずであり、新工場に移ってからは父から保険料相当額を受け取り、夫婦二人分の保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び新工場に移るまでの保険料の納付に関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和 48 年 7 月頃に払い出されており、当該払出時点では、申立期間のうち 46 年 3 月以前の期間は時効により保険料を納付することができない期間であること、新設した工場に移る 48 年 6 月までの期間の保険料については、申立人は父親が納付してくれたと説明しているが、申立人の手帳記号番号は申立人の転居先の市で払い出されたものであり、納付書も同市で発行されるが、申立人は納付書を父親に渡した記憶は無いと説明していること、申立人は上記手帳記号番号が記載された年金手帳と、青色の表紙の年金手帳の 2 冊の年金手帳を所持しており、ほかに年金手帳を所持していたことはないと説明しており、申立期間当時に申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人の父親及び申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

なお、申立人は、当時一緒に工場で働いていた兄の昭和 48 年 10 月から 49 年 3 月までの

保険料が申立てにより納付したものと認められたことを申立ての理由の一つとしているが、当該兄の手帳記号番号は41年7月に払い出されているほか、当該期間の前後の期間の保険料は現年度納付されているなど、申立人とは事情が異なる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成15年8月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年8月から同年12月まで

私は、平成17年6月頃、区役所の出張所で国民年金の加入手続を行った際、区の職員から過去2年分の国民年金保険料を納付することができると言われ、毎月1か月分ずつ遡って納付していた。申立期間の保険料は、コンビニエンスストアで納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間の保険料をコンビニエンスストアで時効期間経過とならないよう平成17年9月から18年1月にかけて各月の給料日の25日から月末までに1か月分ずつ遡って納付していたと説明しているが、コンビニエンスストア本部で保管する当該店舗の当該期間の各月25日から月末までの「領収（納付受託）済通知書」の縦覧調査を行った結果、申立期間前後の保険料が納付済みとなっている期間の「領収（納付受託）済通知書」は存在するが、申立期間に係る保険料の「領収（納付受託）済通知書」は見当たらなかった。

また、平成14年4月以降は、保険料収納事務が一元化され、事務処理の機械化が一層進んでいることから、記録漏れや記録誤り等を生じる可能性は極めて低くなっており、コンビニエンスストアで納付した場合、社会保険業務センター（当時）に電磁データで送信され、納付記録の即時更新が行われていることになっており、収納未処理は考えにくいなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から4年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から4年3月まで

私の母は、大学生が国民年金に強制加入となった平成3年4月頃、市からの案内通知を受けて私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料も母が家族の分と一緒に納付してくれていたはずである。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、母親が平成3年4月頃、市から案内通知を受けて申立人の国民年金の加入手続を行ったと説明しているが、母親が所持する当該市から送付された「国民年金の加入について（お知らせ）」の日付は、3年11月20日となっており、当該お知らせが送付された時期に申立人は当該市で住民登録をしていなかったことが戸籍の附票から確認でき、母親が当該市で申立人の国民年金の加入手続を行うことはできない。

また、申立人に国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は無く、申立人は、厚生年金保険の記号番号のみが記載された年金手帳を1冊所持しており、両親から別の年金手帳を渡された^{おぼ}憶えはないとしており、申立期間当時、申立人に国民年金の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらず、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することはできない期間であるなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 11 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 11 月から 41 年 3 月まで
私は、会社を退職した昭和 39 年 11 月頃、母と一緒に区役所に行き国民年金の加入
手続をした。国民年金保険料は区役所の出張所で納付していた。申立期間の保険料が
未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人が国民年金の加入手続を行った際、同行したとする母親から当時の状況を聴取することができず、当初申立人は母親と一緒に保険料を納付していたと説明していたが、母親は当時国民年金に未加入であるなど、当時の保険料の納付状況に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の昭和 43 年 4 月の婚姻後に居住した町（現在は、市）で元夫と連番で払い出されており、申立期間直後の 41 年 4 月から 43 年 3 月までの保険料を 43 年 9 月 20 日に過年度納付していることが当該町の国民年金被保険者名簿で確認でき、当該払出時点では申立期間の大部分が、当該過年度納付時点では申立期間の全部が時効により保険料を納付することができない期間である。

さらに、元夫もオンライン記録では 41 年 3 月以前の保険料は未納であること、申立期間当時申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年4月22日から40年9月11日まで
② 昭和43年10月1日から46年3月1日まで

ねんきん特別便が届き、年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知ったが、脱退手当金を受給した記憶は無いので納得できずにいたところ、日本年金機構から「「脱退手当金を受け取られたかどうか」のご確認について」のはがきが届いたので、申し立てることにした。当該脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に勤務したA社に係る事業所別被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、当該脱退手当金の支給に係る事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても、脱退手当金については、受給した記憶が無いというほかには受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間①と申立期間②との間に勤務したB社の被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず、未請求となっているものの、申立期間と未請求の被保険者期間とは、別の厚生年金保険被保険者記号番号で管理されていることが確認できる上、申立人自身も、「同社では、厚生年金保険のことは、若かったのであまり意識していなかった。」旨供述しており、また、同社の被保険者期間が6か月に過ぎないことなどから、当該未請求の期間があることに不自然さはない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年4月1日から39年3月25日まで
② 昭和39年10月24日から42年7月14日まで
③ 昭和42年7月14日から43年5月1日まで

平成20年10月頃に、年金記録を確認したところ、申立期間に係る脱退手当金が支給されていることを初めて知った。

しかし、当該脱退手当金については、受給した記憶が無いので、その支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人については、オンライン記録において、申立期間③に勤務したA社を退職後の昭和43年7月26日に申立期間①、②及び③に係る脱退手当金が支給されている記録があるところ、同社に係る申立人の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されている上、当該脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立人の申立期間③に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日である43年5月1日から約3か月後に支給決定されているなど、当該脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても、脱退手当金については、受給した記憶が無いというほかに受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年11月1日から34年3月21日まで
平成22年11月に、年金事務所で年金記録を確認したところ、2回の脱退手当金の支給記録があることを知った。申立期間の後に勤務したA社に係る脱退手当金については、退職時に何か一時金をもらった記憶が有るが、申立期間に係る脱退手当金については、受給した記憶が無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に勤務したB社は、従業員について、「厚生年金保険被保険者台帳」を独自に作成・保存しており、申立人についても、当該台帳が保存されている。そして、申立人に係る当該台帳には、申立人に脱退手当金を3万322円支給した旨の記載があり、当該支給額は、オンライン記録の支給額と一致している。また、同社は、「会社を退職する者に対しては、脱退手当金の説明をした上で、その請求手続は会社が代理して行っていた。」と供述していることから、申立人に係る脱退手当金については、事業主が代理で請求をした上で、申立人に支給されたものと考えられる。

また、申立人のB社に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、脱退手当金が支給決定されたとする昭和34年6月16日に近接した同年5月14日に、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されているとともに、B社に係る事業所別被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されている上、当該脱退手当金については、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後に支給決定されているなど、その支給に係る事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても、脱退手当金については、受給した記憶が無いというほかにも受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和34年7月1日から37年8月21日まで
② 昭和38年3月15日から40年4月21日まで

日本年金機構から「脱退手当金を受け取られたかどうか」のご確認について」のはがきが届き、自分に申立期間に係る脱退手当金の支給記録が有ることを知った。しかし、脱退手当金を受給した記憶は無いので、その支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間②において勤務していたA社を退社した後の昭和40年5月*日に婚姻し、姓が変わっているところ、同社に係る事業所別被保険者名簿の申立人の欄においては、申立人の氏名は、申立人に対する脱退手当金が支給決定された42年12月8日に近接する同年11月24日になって、旧姓から新姓に変更されていることを踏まえると、当該脱退手当金の請求に併せて氏名変更が行われたと考えるのが自然である。

また、上記A社に係る事業所別被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、当該脱退手当金の支給に係る事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても、脱退手当金については、受給した記憶が無いというほかに、受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間①の前に勤務したB社及び申立期間①と申立期間②の間に勤務したC社の被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず、未請求となっているものの、申立期間と未請求の2つの被保険者期間とは、それぞれ別の厚生年金保険被保険者記号番号で管理されていることが確認でき、また、当該未請求の被保険者期間がそれぞれ2か月及び3か月と短期間であることなどを踏まえると、未請求となっていることに不自然さはいかたがえない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年9月1日から35年5月23日まで
平成6年に、年金受給のため社会保険事務所（当時）で年金記録を確認したところ、申立期間に勤務したA社の被保険者期間については、脱退手当金が支給されているため年金額の計算には算入されないとわれ諦めていたところ、日本年金機構から「脱退手当金を受け取られたかどうか」のご確認について」のはがきが届き、脱退手当金をもらった記憶は無いので申立てをすることにした。脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に勤務したA社に係る事業所別被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和35年5月23日の前後の各2年以内に資格喪失した者であって、脱退手当金の受給資格を有する13名について、脱退手当金の支給記録を確認したところ、9名に支給記録が確認でき、そのうち5名については厚生年金保険被保険者資格喪失日から4か月以内に支給決定がなされている上、そのうちの連絡の取れた受給者1名は、「会社が脱退手当金の請求手続きをしてくれた。」と供述していることを踏まえると、同社では脱退手当金の代理請求が行われており、申立人の脱退手当金についても、同社が代理請求をした可能性が高いものと考えられる。

また、申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、脱退手当金が支給決定されたとする昭和35年8月17日に近接した同年6月28日に、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されているとともに、上記A社に係る事業所別被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後に支給決定されているなど、当該脱退手

当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても、脱退手当金については、受給した記憶が無いというほかに受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 21 年 3 月 1 日から同年 11 月 26 日まで
② 昭和 21 年 11 月 27 日から 23 年 2 月 26 日まで

申立期間①において、A会運航のB艦C号の船長として物資輸送に従事し、申立期間②においてD艦の二等航海士として物資輸送に従事したが、船員保険の加入記録が無い。E校の同窓同期生の証言を得ていること及びB艦に乗船していた期間に係る年金を受給している同期生がいることから、申立期間を船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、E校の同期生の供述から、申立人がA会運航のB艦C号に船長として乗船していたことが推認できる。

また、E校の多数の同期生から、昭和 20 年 12 月に同校卒業後、A会に採用され、自宅待機を経て、21 年 3 月以降 20 余隻からなるB艦にそれぞれ乗船していった旨の供述が得られており、B艦の番号は異なるものの同年 3 月から船員保険被保険者の資格を取得している同期生も確認できる。

しかしながら、申立人は船員手帳を保有していないことからB艦C号に乗船していた期間を特定することができない。

また、上記の同期生も昭和 21 年 3 月からB艦F号等に乗船した旨供述しているが、申立期間①における船員保険被保険者記録は確認できない。

さらに、申立人と同じB艦C号に乗船していた乗組員のうち、同期生であった二人は既に死亡しており、申立期間①に係る船員保険被保険者記録が確認できない。

2 申立期間②について、申立人は駐留軍所属艦船の二等航海士として物資輸送に従事していたと申し立てているところ、申立人から提出のあった乗船艦長及び駐留軍第2港湾司令部発給の2通の乗組員証から判断すると、乗船期間は特定できないものの、

申立人は、G艦H号及びI艦J号の両艦に乗船していたことは推認できる。

一方、K省が所有するA会使用船一覧表によると、G艦H号はA会による運航船舶であることが確認できるが、上記乗組員証以外に乗船していたと判断できる資料が無く、申立人と一緒に乗船していたとする乗組員も確認できない。

次に、上記一覧表にはI艦J号の記載が無いことから、同艦は駐留軍所属の船舶であると考えられ、申立人はL県庁の所属であったことを記憶していることから、申立人はL事務所に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、駐留軍施設に勤務する日本人労働者は、当時、国の雇用者である身分を有していたものの、社会保険制度が適用されたのは、昭和24年4月1日からである上、L事務所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和24年7月27日である。したがって、申立期間②は、同管理事務所は厚生年金保険の適用事業所となっておらず、また、申立人と一緒にI艦J号に乗船していたとする乗組員も確認できない。

3 このほか、申立人の申立期間①及び②における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間①及び②に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 8 月 1 日から 44 年 10 月 1 日まで
A 社 (現在は、B 社) に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、その前の標準報酬月額より低くなっている。毎年賃上げもあり、給与が低くなった記憶が無い。調査して正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 社は、申立人の申立期間における標準報酬月額が低く記録されていることについて、当時の各種書類は保管期限を過ぎているため廃棄しているものの、昭和 42 年より年 4 回の支給であった賞与が年 3 回に変更になったことから、標準報酬月額の算定基礎となる報酬に当該賞与が含まれなくなった旨回答している。

また、申立期間当時、A 社に勤務していた従業員は、「賞与の回数が年 4 回から 3 回に変更になったときに、年金の月額も変更になったと聞いたように思われる。」と供述しており、B 社から A 社の OB 会 (C 会) 会員宛ての送付文書 (平成 22 年 9 月吉日) には、昭和 42 年 8 月から標準報酬月額が低くなった理由について、賞与の支払回数の減によるものであり厚生年金保険法に基づく適正な処理である旨の説明がなされている。

これらのことについて、A 社に係る事業所別被保険者名簿によると、昭和 42 年 8 月の標準報酬月額の月額変更記録が、他の従業員についても従前の標準報酬月額より低い記録となっていることが確認できることから、同社が厚生年金保険法に基づく報酬の額を算定の基礎として標準報酬月額の変更届出を社会保険事務所 (当時) に行ったことが認められる。

さらに、上記名簿には、遡って記録を訂正する等の不自然な処理は見受けられない。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申

立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から21年4月18日まで
年金加入記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金の支給記録が有ることを知った。
しかし、脱退手当金を受給した覚えは無いので、もう一度調べて脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に勤務した事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその後8ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和21年4月18日の後4年以内に資格喪失し、脱退手当金の受給要件を満たす11人の支給状況を調査したところ、申立人を含む8人に支給記録が確認でき、そのうち7人が資格喪失日から6か月以内に支給決定がなされている上、申立期間当時は、通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には脱退手当金が支給されたことが記載されている上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約6か月後の昭和21年10月21日に支給決定がなされているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほかに申立期間に係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年6月2日から38年3月11日まで
② 昭和38年3月12日から45年3月21日まで

年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金の支給記録が有ることを知った。

しかし、申立期間については脱退手当金の請求手続をした記憶は無いし、受け取った記憶も無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、オンライン記録によると、2つの事業所に係る被保険者期間が確認できるところ、申立人の脱退手当金については、当該事業所を管轄している各々の社会保険事務所（当時）で管理されていた被保険者期間が漏れなく請求されている上、申立期間に係る最終事業所の事業所別被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されており、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格を喪失した後、国民年金の強制加入対象者であるが、昭和52年6月までの約7年間、国民年金に未加入であることから、年金に対する意識が必ずしも高かったとは言えず、申立期間に係る脱退手当金を受給することに不自然さは無い。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほかに申立期間に係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年10月26日から36年2月21日まで
社会保険事務所(当時)で年金記録を確認したところ、申立期間について、脱退手当金を受給していることを初めて知った。
しかし、脱退手当金を受給した記憶は無いので、調査をして脱退手当金の支給記録を取り消し、年金記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に勤務した事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後2ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和36年2月21日の前後約2年以内に資格喪失し、脱退手当金の受給要件を満たす19人の支給状況を調査したところ、16人について支給記録が確認でき、このうち申立人を含む14人は資格喪失日から6か月以内に支給決定がなされていることが確認できる。

また、当該支給決定の記録が有る者のうちの4人は、事業所が脱退手当金の請求手続をした旨の供述をしていること及び申立期間当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についても、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、上記被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和36年3月30日に支給決定がなされているなど、一連の事務処理に不自然さはいかぬ。

加えて、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほかに申立期間に係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年6月22日から42年9月21日まで
年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金の支給記録が有ることを知った。

しかし、脱退手当金の受給については、申立期間以前に勤務した期間までで3万円くらいもらった覚えは有るが、申立期間については受け取った記憶が無いので、申立期間に係る支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が受給を認めている期間と申立期間は、オンライン記録上、合算して脱退手当金を支給されたことになっているところ、i) 申立人が記憶している受給額は、当該記録における支給額とおおむね一致していること、ii) 申立人が受給を認めている期間と申立期間は同じ厚生年金保険被保険者記号番号で管理されていることが確認できること、iii) 申立人が受給を認めている期間のみで脱退手当金が支給されたとする場合の受給権は、昭和40年6月に厚生年金保険法が改正されるまで発生することは無く、また、当該時点において、申立人は厚生年金保険の被保険者であることから、申立期間に係る被保険者資格を喪失する42年9月21日まで発生しないことなどを踏まえると、申立期間については申立人が受給を認めている期間と併せて受給したと考えるのが自然である。

また、申立期間に係る事業所の事業所別被保険者名簿における申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間及びそれ以前の申立人が受給を認めている期間を基礎とした脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後に支給決定がなされているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても、申立期間に係る脱退手当金については受給した記憶が無いという主張のほか、申立期間を含む脱退手当金を受給したことを疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年5月1日から34年1月まで
父が経営するA社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の回答により、申立人が申立期間にA社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、申立人の父であった事業主は死亡していることから、申立期間当時の厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間前後に厚生年金保険の加入記録がある同僚5人に、申立期間当時の厚生年金保険の取扱いについて照会したが、5人全員が、「分からない。」と回答している。そのうち給与担当者であった同僚は、「A社では給与計算をし、従業員に給与を手渡していたが、申立人の給与の計算をし、給与を手渡した記憶が無いので、申立人の同社における厚生年金保険料の控除について不明である。」旨供述している。

さらに、申立人の弟は、自身の勤務期間について、「A社には昭和28年4月から30年4月まで勤務していた。」と回答しているところ、上記被保険者名簿によると、申立人の弟の厚生年金保険の加入記録は、昭和30年2月1日から同年4月1日まで及び33年2月1日から36年3月1日まで加入記録があることが確認できることから、同社では、事業主の親族の厚生年金保険の加入については、実際の勤務実態と異なる取扱いであったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 9 月から 50 年 2 月まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社では、勤務当初から社会保険料を給与から控除されていたはずなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社の元事業主の回答により、申立人が申立期間に同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A社の元事業主は、「資料は保管されていないが、申立期間当時は同社を設立したばかりで、厚生年金保険への加入準備中だったと思われる。認可・適用後に保険料等全てのシステムが決まり保険料控除が開始された。事前に保険料控除は考え難い。」旨回答している。

また、申立人は、「申立期間当時は、事業主と私の二人が勤務していた。」としているところ、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、同社は事業主の申請に基づき、昭和 50 年 2 月 15 日に厚生年金保険の任意適用事業所となっており、申立期間は適用事業所となっていないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年から46年まで

A社（現在は、B社）に在籍しC社D事業所で勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間にA社に在籍し、C社D事業所で勤務していたことの証拠として写真があるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の同僚及び従業員の供述により、期間は特定できないものの、申立人がC社D事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B社は、「40年も前のことで、記録が無く、申立人の在籍期間は不明である。20年以上前に船舶装備業務から完全撤退しており、業務内容を変更したので、回答できない。」としている。

また、申立人が提出した写真と一緒に写っている同僚で、申立人が名字を記憶している6人のうち二人は、A社に係る事業所別被保険者名簿並びに同社E工場及び同社F支店に係る厚生年金保険被保険者原票にその名字を確認できない。

さらに、上記被保険者名簿等から名字が確認できる残る4人及び同一名字である二人に照会したところ、6人全員から回答があり、そのうち3人は当時の状況は不明としているが、残りの3人は、「当時、社会保険に加入していない従業員がいた。」とし、そのうち一人は、「申立人を知っている。一時期、私も申立人と同じ臨時工員であり、臨時工員は大勢いた。保険料や税金等を給与から引かれると人が集まらなかった。臨時工で10年間近く勤めた者もいた。」と回答している。また、もう一人は、「臨時工員は社会保険に加入していなかった。」としている。

加えて、上記被保険者名簿等から、申立期間に被保険者記録があることが確認できる従業員のうち二人は、「社会保険に加入していない従業員がいた。職種は臨時工であ

る。」としているところ、この二人のうち一人は、「自身は申立期間当時、常務取締役であった。請け負ったC社D事業所の仕事は、工事期間及び内容が様々なため、応援として臨時工員を募ることが多かった。」としている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 10 月 1 日から 52 年 9 月 1 日まで
② 昭和 53 年 10 月 1 日から 54 年 9 月 1 日まで
③ 昭和 57 年 10 月 1 日から 58 年 9 月 1 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、それぞれの直前の標準報酬月額よりも低い記録とされている。当時は、毎月 100 時間の残業があり、給与が下がった記憶は無い。源泉徴収票を提出するので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額が直前の期間に比べて低く記録されているので、正しい記録に訂正してほしいと申し立てている。

しかしながら、A社は、申立期間当時の厚生年金保険料控除額を確認できる資料を保管していないことから、申立人の申立期間における報酬月額及び保険料控除額について確認することができない。

また、申立人から提出された、A社が発行した昭和 52 年、54 年、57 年及び 58 年の源泉徴収票に記載された社会保険料控除額は、オンライン記録の標準報酬月額に基づく保険料額におおむね符合していることが確認できる。

さらに、オンライン記録によると、申立人と同時期にA社において被保険者資格を取得した、申立人と同年齢の従業員のうち、申立期間のいずれかの期間と符合する時期に標準報酬月額が減額された記録とされているものは 10 人確認できるが、当該 10 人に、自身の所属部署及び当該期間の標準報酬月額が減額されている理由を照会したところ、回答があった 9 人のうち、申立期間②に申立人と同じ事業所で勤務していたとする一人は、「給与が下がった記憶は無いが、標準報酬月額の減額は残業代の増減によるものではないか。自分の記録については、誤りは無いと思う。」としている。

加えて、A社に係る事業所別被保険者名簿には、申立期間に標準報酬月額が遡って減額訂正される等の不自然な点は見当たらない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 3 月 1 日から 8 年 2 月 26 日まで

A社に代表取締役として勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の報酬月額より低くなっているため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における標準報酬月額は、当初、平成 5 年 3 月から 6 年 3 月までは 53 万円と記録されていたところ、同年 4 月 20 日付けで、遡って 5 年 4 月から同年 9 月までは 26 万円、同年 10 月から 6 年 3 月までは 24 万円に減額訂正され、その後、5 年 3 月は 53 万円、同年 4 月から同年 9 月までは 26 万円、同年 10 月から 7 年 2 月までは 24 万円と記録されていたところ、同年 3 月 15 日付けで、5 年 3 月に遡って 18 万円に、さらに、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった（以下「全喪」という。）日の後の 8 年 3 月 4 日付けで、6 年 11 月から 8 年 1 月までは 18 万円から 9 万 8,000 円に遡って減額訂正されていることが確認できる。

一方、A社に係る商業登記簿謄本より、申立人が申立期間及び上記遡及訂正処理日において同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、申立期間当時、600 万円程度の保険料の滞納があり、社会保険事務所（当時）から、標準報酬月額を減額することについての示唆があったと供述している。

なお、申立人は、標準報酬月額の減額に応じたことは無く、滞納保険料は全喪後に分割で支払うという約束で全喪の手続をしたとしているが、B年金事務所では、保険料の滞納がある場合、全喪の際に滞納保険料の支払が不可能な場合は、財産を差し押さえるので分割納付はあり得ないと回答している。

さらに、申立人は、A社の代表者印は代表取締役である自身が管理し、社会保険事務所についての決裁権も自身が有していたと供述していることから、申立人が当該減額訂正

処理に関与していなかったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として、自らの標準報酬月額を減額訂正を行いながら、当該処理を有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年4月2日から61年4月1日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には昭和59年4月2日から勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保有する社員名簿により、申立人が申立期間に同社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、A社の申立期間当時の総務担当者は、同社では、雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入手続は同時に行っていたとしているところ、申立人は、同社に勤務する以前に勤務していたB事業所において、C共済組合に加入し、当該事業所を退職した後も、2年間は、同共済組合の健康保険の任意継続制度を利用し、健康保険証を使用していたとしており、申立人のA社における雇用保険の資格取得日は、厚生年金保険の資格取得日（昭和61年4月1日）と一致している。

また、申立期間に、A社において厚生年金保険の加入記録のある従業員は15人確認できるところ、15人全員の雇用保険の資格取得日は、厚生年金保険の資格取得日と一致している。

さらに、A社では、厚生年金保険の被保険者資格を取得していない者の給与から厚生年金保険料を控除することは無かったとしている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 21591

第1 委員会の結論

申立人の申立期間については、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 49 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 3 月 22 日から 14 年 5 月 21 日まで
A 社 (現在は、B 社) に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い。同社には、申立期間においても継続して勤務し、厚生年金保険料が控除されていたはずなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録によると、申立人はA社において、申立期間も含め継続して同保険に加入していたことが確認できる。

しかし、B社から提出された人事記録によると、申立人は、平成 13 年 3 月 21 日にA社を休職し、14 年 5 月 21 日に復職したことが確認できる。

また、B社から提出された平成 14 年分の賃金台帳によると、申立人は、休職期間においては給与の支払が無く、厚生年金保険料も控除されていなかったことが確認でき、このことについて同社は、「A社では、休職期間については社会保険の資格を喪失させており、申立期間については、給与の支払が無いため厚生年金保険料は控除していない。」旨供述している。

さらに、C企業年金基金から提出された申立人に係る加入員記録によると、申立人は、平成 9 年 10 月 13 日に加入員資格を取得後、13 年 3 月 22 日に資格を喪失し、14 年 5 月 21 日に再度加入員資格を取得後、16 年 8 月 26 日に資格を喪失しているが、当該記録は、オンライン記録と一致していることが確認できる上、同基金は、「当時の届出書の様式は複写式であった。」旨供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間については、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年10月1日から61年1月1日まで
A社(現在は、B社)に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の給与の額より低くなっている。同社では従業員の給与を減額することは無かったので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立期間前後に厚生年金保険に加入している者は20人いるが、標準報酬月額が減額改定されたことがある者は、申立人を含め6人確認することができる。

また、当該標準報酬月額が減額した者のうち、当委員会の照会に回答した者及び申立人は、標準報酬月額が減額改定された時期に係る給与明細書などの保険料控除が確認できる資料は所持していないとしている。

さらに、上記被保険者名簿によると、申立期間に係る定時決定は昭和59年8月9日及び60年8月10日に処理されており、被保険者記録が遡って訂正されるなどの不自然な形跡は見当たらない。

なお、B社は、申立期間当時の賃金台帳は保管していないとしており、申立期間における厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 7 月 1 日から 56 年 10 月 1 日まで
② 昭和 60 年 5 月から 62 年 12 月まで

A社に勤務した期間のうちの申立期間①及びB社に勤務した申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。それぞれの期間において勤務していたのは間違いないので、申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、雇用保険の加入記録から、申立人がA社に勤務していたことは確認できる。

しかし、オンライン記録によると、A社は、昭和 56 年 10 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、A社は、既に解散しており、事業主は、会社の社員採用及び経理関係には関与していないとしていることから、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、上記の事業主は、自身は名目上の社長で、実質はC社の社長が兼務していたとしており、同社の当時の社長は既に死亡していることから、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、A社に係る事業所別被保険者名簿により確認できる申立人を除く全被保険者 4 人のうち、連絡先が判明した二人に照会したところ、一人は、「昭和 54 年 4 月から同年 7 月から 57 年 3 月まで勤務したが、厚生年金保険の加入時期は 56 年 10 月 1 日からである。また、加入以前の期間に保険料が給与から控除されていたか否かは全く記憶に無く、給与明細書は持っていない。」と供述しており、昭和 56 年 10 月 1 日に被保険者資格を取得している一人は、「昭和 56 年 9 月に入社後、しばらくしてから年金手帳を持ってくるように言われ、厚生年金保険に加入するのだと思った。また、給与明細書は

持っていないが、同年9月の保険料は控除されていないと思う。」と供述している。

申立期間②について、事業主、経理担当者及び従業員の供述から、期間は特定できないものの、申立人がB社に勤務していたことは推認できる。

しかし、B社が厚生年金保険の適用事業所でなくなったのは昭和60年12月25日（以下「全喪日」という。）であることから、申立期間②のうち同年12月25日から62年12月までについては、適用事業所となっていないことが確認できる。

また、B社の事業主は、「当時の資料は全く無く、申立人に係る厚生年金保険の資格取得・喪失届、保険料の控除及び納付については不明であるが、所得税以外は差し引いていない。当時は会社の経営状況が思わしくなく、社会保険料の負担が大変であったため、昭和60年12月に厚生年金保険から脱退した。したがって、申立人がその頃の入社であれば社会保険に加入させなかった。」と回答している。

さらに、B社に係る事業所別被保険者名簿によると、同社の全喪日に被保険者資格を喪失している3人のうち、連絡先が判明した一人に照会したところ、申立人については知っているが、申立人の勤務期間及び厚生年金保険のことは分からないとし、また、全喪日以後の自身の在職期間中において、同社は継続して事業を行っていたが社会保険には加入していなかったとしている。

加えて、B社の現在の経理担当者は、自身は昭和60年8月か同年9月頃入社し、以後ずっと経理を担当しているが、入社当時から現在まで給与からは国税しか控除していないとしており、上記被保険者名簿によると、58年8月1日に資格取得した者を最後にそれ以降、資格取得した者は記録されていない。

また、申立人は、申立期間②を含む昭和57年8月30日から63年8月1日までの期間において、国民健康保険に加入していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年9月から32年3月1日まで
② 昭和32年6月1日から同年9月まで

A社に勤務した申立期間①及び②の厚生年金保険の加入記録が無い。しかし、それぞれの期間において、同社で勤務していたので、申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人は、A社に勤務していたと申し立てている。

しかし、A社は、当時の書類を保管していないため、申立人の在籍が確認できないと回答している上、当時の事業主は既に死亡していることから、申立人の申立期間①及び②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社における事業主の妻及び申立人が氏名又は姓を記憶している同僚のうち、連絡先が判明した事業主の妻及び同僚一人へ照会したところ、当該同僚は、申立人のことは覚えているが、申立人の同社における入社時期及び退職時期については覚えていないとしており、事業主の妻は、申立人のことをよく覚えていないとしていることから、これらの者から申立人の申立期間①及び②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について供述を得ることができない。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿により確認できる申立人と同日に厚生年金保険の資格を取得した従業員へ照会したところ、当該従業員からは回答が得られないことから、この者から申立人の申立期間①及び②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について供述を得ることができない。

加えて、上記の同僚は、自身がA社に入社した当時、厚生年金保険の加入は入社後すぐではなかったとしている。

また、上記事業所別被保険者名簿及び申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳におけ

る申立人の資格取得日及び喪失日の記録は、オンライン記録と一致していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 21599 (事案 90 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 7 月 26 日から 54 年 12 月 3 日まで

A社に勤務した期間のうち、昭和 44 年 7 月 26 日から 53 年 1 月 5 日までの期間について、厚生年金保険の加入記録が無い旨を第三者委員会に申し立てたが、給与から保険料控除が確認できないなどの理由で記録を訂正できないと通知を受けた。54 年 12 月 2 日まで同社において正社員としてボウリングマシーンのシャフトの整備を担当していたのは間違いなく、第三者委員会の判断には納得できないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和 44 年 7 月 26 日から 53 年 1 月 5 日までの期間については、給与明細書等、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる資料は無く、申立人は保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶が無いこと、A社の労務管理を行っていた事務所が保管していた健康保険・厚生年金・失業保険台帳において、申立人は 44 年 7 月 26 日に厚生年金保険を資格喪失した記載があること、申立人から提出された 44 年度市民税県民税納税通知書兼領収証書から、44 年 7 月に同社の退職を理由に特別徴収から普通徴収に切り替えられていること等から、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づき平成 20 年 3 月 25 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、上記通知に納得できず、「第三者委員会の判断理由では、A社担当の社会保険労務士が健康保険・厚生年金・失業保険台帳を提供したとしているが、当該社会保険労務士の遺族から、当該社会保険労務士は平成 19 年*月*日に他界している旨を聞いた。既に亡くなっている者が資料を提供できるわけがないので、

判断理由には根拠が無い。」と主張している。

しかし、当該社会保険労務士の遺族に確認したところ、「当該社会保険労務士が亡くなったのは、平成 19 年*月*日である。」と回答しており、上記台帳は、当該社会保険労務士が亡くなる前の平成 19 年*月*日に受領したものであることから、亡くなった者から資料を受け取ったものではない。

また、A社の事業主は、「当社は既に解散しており、人事記録等の資料は無く、申立人が当社に在職していた記憶も無い。また、当社は、ボウリング場に関わる仕事はしていないので、ボウリング場で修理を行う社員はいない。」と述べており、事業主から、申立人の当該期間に係る勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人は、自身が設立したとするB社の商業登記簿謄本により、申立期間当時、ボウリング用品の販売を目的とする同社の取締役となっていることが確認できる。

加えて、A社における申立人の雇用保険の加入は、昭和 43 年 1 月 5 日から 44 年 7 月 25 日まで記録されており、厚生年金保険の記録と符合することが確認できる。

その上、オンライン記録により、申立人は、当該期間のうち、昭和 44 年 7 月から 48 年 3 月までの期間及び同年 10 月から 52 年 12 月までの期間の国民年金保険料を納付していることが確認できる。

以上のことから、申立人の再申立ての内容は、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、このほかに当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

2 申立期間のうち、昭和 53 年 1 月 5 日から 54 年 12 月 3 日までの期間については、申立人は、今回新たに当該期間もA社に継続して勤務し、厚生年金保険に加入していたと主張しているが、上記 1 のとおり、申立人の同社における勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、オンライン記録によると、申立人は、昭和 53 年 1 月から 54 年 11 月までの国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年7月7日から34年1月1日まで
A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に同社に勤務していたことは確かであり、同社を昭和34年1月1日に吸収合併したB社では厚生年金保険の加入記録があるので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社の事業主が発行した昭和34年1月15日付けの証明書及びB社の同僚の回答により、申立人が申立期間にA社に勤務していたことが確認できる。

しかし、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、A社が厚生年金保険の適用事業所となった記録を確認することができない。

また、A社の所在地を管轄する法務局に同社の商業登記簿は無く、事業主及び経理担当者は連絡先不明なため、同社から、申立期間における厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

さらに、B社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人と同様に7名が昭和34年1月1日に同社で被保険者資格を取得しているが、当該7名はいずれも申立期間における厚生年金保険の加入記録を確認することができない。

加えて、申立人及びA社の同僚は、申立期間に係る給与明細書等を保有していないため、申立期間の厚生年金保険料控除について確認することができない。

このほか、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 3 月 1 日から 47 年 3 月まで
A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。昭和 48 年頃に同社が倒産し、自分が買い取った。同社があったことは事実なので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に勤務していたとするA社は、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、厚生年金保険の適用事業所となった記録が確認できない。

また、申立人がA社が所在していたとする地域を管轄する法務局に商業登記の記録が無く、同社の代表者を確認することができない。

さらに、申立人は、A社における代表取締役の氏名及び同僚の姓のみを記憶しているが、連絡先が不明なため、これらの者から申立人の同社における勤務状況や厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 10 月 1 日から 12 年 6 月 17 日まで

A社の代表取締役及び総務・経理担当者として勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、その前の期間の標準報酬月額より低くなっている。経営が悪化して社会保険料が未払だったので、社会保険事務所（当時）と保険料の納付について話し合ったが、標準報酬月額の引下げについては説明を受けていないので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成 5 年 10 月から 6 年 3 月までは 53 万円、同年 4 月から 12 年 5 月までは 50 万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成 12 年 6 月 17 日）の後の同年 7 月 26 日付けで、5 年 10 月、6 年 10 月、7 年 10 月、8 年 10 月、9 年 10 月、10 年 10 月及び 11 年 10 月の定時決定の記録が取り消され、5 年 10 月に遡及して 20 万円に減額訂正されていることが確認できる。

しかし、A社に係る商業登記簿謄本によると、申立人は、申立期間及び上記訂正処理日において同社の共同代表取締役であったことが確認できる。

また、A社における別の共同代表取締役は、「申立人は同社の総務及び経理全般の責任者であり、社会保険等について権限を有し、社印を扱うことがあった。申立期間当時、社会保険料の滞納があったことから、社会保険事務所に申立人と出向き、保険料滞納分の清算方法について相談した。」と回答している。

さらに、A社において、申立期間に厚生年金保険の加入記録がある従業員 13 名のうち回答があった 7 名全員が、「申立人は、社会保険等の担当者であり権限があった。」と回答していることから判断すると、申立人は、同社の社会保険事務に権限を有し、標準報酬月額の当該減額訂正処理に関与していたものと考えられる。

これらの事情を総合的に判断すると、A社の共同代表取締役であった申立人が、自身の標準報酬月額の減額訂正処理に関与しながら、当該標準報酬月額の減額訂正処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 21 年 3 月から 26 年頃まで
② 昭和 34 年 8 月 28 日から 37 年頃まで
③ 昭和 40 年から 44 年まで
④ 昭和 45 年 8 月 18 日から 46 年 12 月 25 日まで

A社に勤務した申立期間①、B社に勤務した申立期間②、C社に勤務した申立期間③及びD社に勤務した申立期間④の厚生年金保険の加入記録が無い。各社に勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人のA社の業務内容に関する具体的な説明及び同社の従業員の証言から判断すると、期間は特定できないが、申立人が同社の業務に関わっていたことはいかがえる。

しかし、A社は、事業主及び社会保険の担当者は既に死亡しており、資料も保管していないため、申立人に係る厚生年金保険の加入状況等については不明である旨回答している。

また、申立人及び上記従業員は、申立期間①当時、A社には 20 人から 30 人の従業員が勤務していたと述べているところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間①に厚生年金保険の被保険者となっている者は数人であることから、同社では、全ての従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

2 申立期間②について、申立人のB社の業務内容に関する具体的な説明から判断すると、期間は特定できないが、申立人が同社の業務に関わっていたことはいかがえる。

しかし、B社に係る事業所別被保険者名簿によると、同社が厚生年金保険の適用事業所になったのは昭和 40 年 8 月 1 日であり、申立期間②は適用事業所とはなっていない。

ないことが確認できる。

また、B社の元従業員に照会したところ、複数の元従業員が、同社が厚生年金保険の適用事業所となる前に保険料控除は無かった旨回答している。

- 3 申立期間③について、申立人から提出された感謝状及びC社施工の工事現場の写真並びに同社の元従業員の証言から判断すると、期間は特定できないが、申立人が同社の業務に関わっていたことはうかがえる。

しかし、C社は、申立期間③当時の人事資料の保管は無く、当時の事業主も死亡していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について不明である旨回答している。

また、C社の複数の従業員は、同社は工務店なので、従業員は大工ばかりである旨回答している。

- 4 申立期間④について、D社の回答及び申立人の雇用保険の加入記録により、申立人が当該期間に同社の業務に携わっていたことは推認できる。

しかし、D社は、申立人は請負契約であったため、厚生年金保険に加入させていなかったと回答し、申立期間④当時の事業主は、「本人の申出により請負契約とし、社員としての身分ではなかった。」と回答している。

- 5 このほか、申立期間①から④までについて、申立人の各申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として、申立期間①から④までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 7 月 5 日
A 社 (現在は、B 社) における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いので、申立期間の標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 社の人事・給与業務を行っている C 社から提出された賞与支給明細書及び申立人から提出された給与明細資料により、申立人は、平成 17 年 7 月 5 日に、同年 3 月末日まで在籍していた D 社から賞与の支払を受けていることが確認できる。

しかし、C 社は、「申立人は平成 17 年 4 月 1 日に D 社から A 社へ転籍となったところ、同年 7 月 5 日に支払われた賞与は転籍元の D 社で支払われたが、申立人は、同年 4 月 1 日に同社で厚生年金保険の被保険者資格を喪失していたため、申立人の申立期間に係る賞与から保険料を控除しなかった。」と回答している。

また、上記賞与支給明細書及び上記給与明細資料により、申立人は、申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年1月13日から45年7月30日まで
平成22年秋に日本年金機構から送られてきたはがきにより、申立期間について脱退手当金が支給されたことになっていることを知った。しかし、脱退手当金の制度については知らなかったし、早産で急に入院することになり、会社に連絡しないまま退職したため、脱退手当金の請求手続をしたことや、受給した覚えもないので、支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に勤務していたA社に係る事業所別被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和45年7月30日の前後各5年以内に資格喪失した者であって、脱退手当金の受給資格を満たす7名について、脱退手当金の支給記録を確認したところ、4名に支給記録が確認でき、そのうち申立人を含む3名は厚生年金保険被保険者資格喪失日から2か月以内に支給決定がなされている上、当該支給決定の記録がある者のうち連絡の取れた1名は、「会社が脱退手当金の請求手続をしてくれた。」と回答していることを踏まえると、同社では脱退手当金の代理請求手続を行っており、申立人の脱退手当金についても、同社が代理請求した可能性が高いものと考えられる。

また、上記A社に係る事業所別被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和45年9月2日に支給決定されているなど、一連の当該脱退手当金の支給に係る事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても、脱退手当金については、受給した記憶が無いというほかにも、受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年2月11日から43年4月1日まで
国民年金をもらい始めるときに、銀行を通じて調べてもらって申立期間について脱退手当金が支給されたことになっていることを知ったが、そのままにしていた。今回、日本年金機構からはがきが来て、再度調べてもらおうと思い、申立てをした。脱退手当金を受給した記憶は無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に勤務していたA社に係る事業所別被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和43年4月1日の前後各2年以内に資格喪失した者であって、脱退手当金の受給要件を満たす8名について、脱退手当金の支給記録を確認したところ、申立人を含む8名全員に支給記録が確認でき、そのうち7名は厚生年金保険被保険者資格喪失日から6か月以内に支給決定がなされている上、当該支給決定の記録がある者のうち連絡の取れた1名は、「会社が脱退手当金の請求手続をした。」と回答していることを踏まえると、同社では脱退手当金の代理請求を行っており、申立人の脱退手当金についても、同社が代理請求したものと考えられる。

また、上記A社に係る事業所別被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和43年5月27日に支給決定されているなど、一連の当該脱退手当金の支給に係る事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても、脱退手当金については、受給した記憶が無いというほか、受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年10月1日から45年4月11日まで
60歳になって年金を受給するときに、申立期間について脱退手当金が支給されたことになっていることを知った。しかし、私は、会社から脱退手当金についての説明を受けた記憶は無く、脱退手当金の請求手続きをしたことや受け取った記憶も無い。詳しく調査して脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に勤務していたA社に係る事業所別被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和45年4月11日の前後各2年以内に資格喪失した者であって、脱退手当金の受給資格を有する30名について、脱退手当金の支給記録を確認したところ、19名に支給記録が確認でき、そのうち18名が8か月以内に支給決定されており、また、当該支給決定の記録がある者のうち連絡の取れた2名は、「会社が脱退手当金の請求手続きをしてくれた。」と回答していることを踏まえると、同社では脱退手当金の代理請求手続きを行っており、申立人の脱退手当金についても、同社が代理請求した可能性が高いものと考えられる。

また、上記A社に係る事業所別被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の当該脱退手当金の支給に係る事務処理に不自然さはうかがえない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年4月1日から37年12月30日まで
平成22年7月に年金事務所から厚生年金保険の期間照会について回答が来て、申立期間について脱退手当金が支給されたことになっていることを知った。
しかし、申立期間に係る脱退手当金を受給した記憶は無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に勤務していたA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和37年12月30日の前後各4年以内に資格喪失した者であって、脱退手当金の受給資格を満たす65名について、脱退手当金の支給記録を確認したところ、60名に支給記録が確認でき、そのうち申立人を含む52名は厚生年金保険被保険者資格喪失日から6か月以内に支給決定がなされている上、当該支給決定の記録がある者のうち連絡の取れた1名は、「脱退手当金については、会社が請求手続を行ってくれた。」と回答していることを踏まえると、同社では脱退手当金の代理請求手続を行っており、申立人の脱退手当金についても、同社が代理請求した可能性が高いものと考えられる。

また、上記A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和38年3月14日に支給決定されているなど、一連の当該脱退手当金の支給に係る事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても、脱退手当金については、受給した記憶が無いというほか、受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年9月10日から36年11月16日まで
平成22年秋に日本年金機構から送られてきたはがきにより、申立期間について脱退手当金が支給されたことになっていることを知った。しかし、脱退手当金を受給した記憶は無いので、今回申立てをした。よく調べて支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に勤務していたA社に係る厚生年金保険被保険者原票に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和36年11月16日の前後各1年以内に資格喪失した者であって、脱退手当金の受給資格を満たす21名について、脱退手当金の支給記録を確認したところ、申立人を含む10名に支給記録が確認でき、その全員について厚生年金保険被保険者資格喪失日から5か月以内に支給決定がなされている上、当該支給決定の記録がある者のうち、連絡の取れた2名は、「脱退手当金については、会社が請求手続を行ってくれた。」と回答していること、また、資格喪失日と支給決定日が同一の者が申立人を含めて2組5名いることなどを踏まえると、同社では脱退手当金の代理請求手続を行っており、申立人の脱退手当金についても、同社が代理請求した可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間に係る脱退手当金については、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和37年2月6日に支給決定されているなど、当該脱退手当金の支給に係る事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても、脱退手当金については、受給した記憶が無いというほか、受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 6 月 1 日から 54 年 5 月 30 日まで

A社で勤務していた申立期間の加入記録が無い。給与から厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る雇用保険の加入記録は、昭和 49 年 6 月 28 日から 54 年 4 月 25 日まで記録され、申立期間のうち、一部の期間において申立人が同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、適用事業所名簿によると、A社が厚生年金保険の適用事業所であった期間は、昭和 41 年 8 月 1 日から 46 年 10 月 30 日までとなっており、申立期間は適用事業所とはなっていないことが確認できる。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿において、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった昭和 46 年 10 月 30 日に資格を喪失していることが確認できる従業員のうち、所在の判明した 16 人に照会したところ 7 人から回答があり、このうちの一人は、「入社した昭和 46 年 4 月は厚生年金保険に加入していたが、同年 11 月から私が退社した 56 年まで、会社が一方的に厚生年金保険から国民年金に切り替えてしまった。申立期間は厚生年金保険の未加入期間であり、私もその期間は国民年金の加入期間である。会社から厚生年金保険から国民年金に切り替わる説明はあった。」旨供述している。

さらに、上記回答のあった 7 人の従業員のうち二人がA社の社会保険担当者であったと回答している者に、社会保険の取扱いについて照会したところ、「社長が『社会保険を打ち切る。』というのを反対し、厚生年金保険から国民年金に変更して、保険料額は会社が半分負担することにした。昭和 46 年 11 月に全従業員に会社の社会保険の方針を伝え、全従業員の市町村に行き、年金を切り替える手続をした。会社が半分の保険料を負担するので、納付書か領収書を持参してもらい、確認がとれたら保険料相当額を従業

員に支払っていた。」旨供述している。

加えて、A社の元従業員から提出された給料支払明細書において、厚生年金保険の欄には、昭和52年4月から53年2月までは「1,100」、同年4月から同年8月までは「1,365」と金額が記載されているが、これは控除額として記載されていたものではなく、支給したものとして総支給額に加えられている。この額は、当時の国民年金保険料の半額と同額であり、給与支給額に見合う厚生年金保険料額とは異なっていることから、当時の国民年金保険料の半額が同社より支給されていることが確認できる。

また、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主も死亡していることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年頃から32年頃まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に正社員の経理担当者として同社に勤務したことは確かなので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の複数の元従業員の回答から判断すると、期間は特定できないが、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、当時のA社での厚生年金保険加入条件について、同社の複数の元従業員が、「強制的に全員加入だった。」、「正社員だけ加入させた。」旨供述しているところ、申立人は、「入社時に、上司から、私が通常の採用ではなく、組合設立活動をしている同僚による紹介入社であり、組合設立活動を同僚と一緒にしているので、すぐには厚生年金保険の被保険者になれないと言われた。そのように記憶しているため、申立期間は、厚生年金保険料を控除されていなかったと思う。」旨供述している。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間の健康保険整理番号の欠番や訂正等の不自然な形跡は見当たらない。

さらに、オンライン記録によると、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社の当時の事業主は死亡していることから、申立人の勤務状況や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、申立人をA社に紹介した上記同僚は既に死亡していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚

生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 10 月 1 日から 44 年 2 月 1 日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、報酬月額に見合う標準報酬月額と相違している。給料支払明細書を提出するので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人から提出のあった申立期間の給料支払明細書において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であることが確認できるが、保険料控除額に見合う標準報酬月額は、申立人に係るオンライン記録の標準報酬月額（2万4,000円）と一致していることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 17 年 6 月 1 日から 20 年 9 月 18 日まで
平成 20 年に他界した母の遺品の中から亡父の手帳が見つかり、その手帳に残された厚生年金保険被保険者記号番号の記録から、亡父のA基地に勤務した期間の厚生年金保険の記録の漏れが見つかった。また、同手帳に厚生年金保険被保険者記号番号の記録のあったB社に勤務した期間については、年金事務所に確認したところ脱退手当金の支給記録があることも分かった。しかしながら、亡父の性格から脱退手当金のような一時金を受給することは考え難いし、もし脱退手当金を受給しているなら、その被保険者記号番号が手帳にそのまま残されているのは不自然であることから、亡父は脱退手当金を受給していないと思われるので、申立てをした。

(注) 申立ては、死亡した申立人の子が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人については、オンライン記録において、申立期間において勤務していたB社に係る脱退手当金が昭和 22 年 2 月 17 日に支給決定されていることが確認できるところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の備考欄には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)の保険給付欄には、同社における厚生年金保険の資格喪失に伴う脱退手当金の支給記録が記載されており、その支給対象期間、支給金額及び支給年月日はオンライン記録と一致している上、当該脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無い。

また、上記B社に係る脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 20 年 9 月 18 日から 1 年 5 か月後の昭和 22 年 2 月 17 日に支給決定されているが、19 年 10 月 1 日から 21 年 10 月 28 日までの間に生存している者が脱退手当金を請求する場合、1 年間の待機期間が設けられていたことから、その所要期間は待機期

間を差し引くと5か月以内となっており、当該脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さはない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年3月31日から33年1月1日まで
② 昭和33年2月7日から38年3月25日まで

平成20年3月頃に届いたねんきん特別便を見て、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを初めて知った。しかし、私は、脱退手当金を受け取った記憶が無いので、受け取っていないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人については、オンライン記録において、申立期間に係る脱退手当金が昭和38年8月20日に支給決定されていることが確認できるところ、申立人が申立期間②に勤務していたA社に係る事業所別被保険者名簿から、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である同年3月25日の前後各5年以内に資格喪失した女性であって、脱退手当金の受給資格のある者を抽出し、脱退手当金の支給記録を調査したところ、受給資格のある申立人を含む4名中3名に支給記録が確認でき、そのうち申立人を含む2名については厚生年金保険被保険者資格喪失日から5か月以内に支給決定がなされている上、当該支給決定の記録がある者のうち連絡の取れた一人は、「会社が脱退手当金の請求手続をした。」旨供述していることを踏まえると、同社では脱退手当金の代理請求を行っており、申立人の脱退手当金についても、同社が代理請求した可能性が高いものと考えられる。

また、上記A社に係る事業所別被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和38年3月25日から約5か月後に支給決定されているなど、当該脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても、脱退手当金については、受給した記憶が無いというほかには受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年5月1日から38年9月27日まで
② 昭和40年9月16日から42年11月1日まで

平成22年3月頃に年金事務所で年金記録の確認を行ったとき、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを初めて知った。しかし、私には脱退手当金を請求した記憶も、受給した記憶も無いので、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人については、オンライン記録において、申立期間に係る脱退手当金が昭和43年1月29日に支給決定されていることが確認できるところ、申立人が申立期間②において勤務していたA社に係る事業所別被保険者名簿から、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である42年11月1日の前後各5年以内に資格喪失した女性であって、脱退手当金の受給資格のある者を抽出し、脱退手当金の支給記録を調査したところ、受給資格のある申立人を含む19人中10人に支給記録が確認でき、そのうち申立人を含む9人については厚生年金保険被保険者資格喪失日から7か月以内に支給決定がなされている上、当該支給決定の記録がある女性のうち連絡が取れた一人は、「会社が脱退手当金の請求手続をしてくれた。」と回答していること、また、同一日に資格喪失し、同一日に支給決定されている者が複数いることなどを踏まえると、同社では脱退手当金の代理請求を行っており、申立人の脱退手当金の請求についても、同社が代理請求した可能性が高いものと考えられる。

また、上記A社に係る事業所別被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和42年11月1日から約3か月後に支給決定されているなど、当該脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さはいかたがえなない。

さらに、申立人から聴取しても、脱退手当金については、受給した記憶が無いというほかに受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年6月1日から33年8月31日まで
60歳になり、年金の裁定請求で社会保険事務所(当時)に行ったときに、申立期間についても脱退手当金の支給記録があることを初めて知った。申立期間の後に勤めた事業所の脱退手当金は自分で手続をして受給したが、申立期間の脱退手当金については、受給した記憶が無いので、脱退手当金を受け取っていないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る脱退手当金の支給については、申立人が申立期間に勤務したA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄に、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されている上、当該脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、当該脱退手当金の支給に係る事務処理に不自然さはない。

また、申立人は、申立期間後に勤務したB社における41か月間の厚生年金保険被保険者期間については、既に脱退手当金を受給したことを認めており、申立期間に係る脱退手当金を受給することに不自然さはない上、申立人から聴取しても、脱退手当金については、受給した記憶が無いというほか、受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和34年6月1日から36年3月22日まで
② 昭和36年3月22日から42年9月24日まで

平成13年頃、社会保険事務所（当時）で年金記録を確認した際、申立期間について、脱退手当金の支給記録が有ることを初めて知った。しかし、私には、脱退手当金を請求した記憶も、受給した記憶も無いので、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人については、オンライン記録において、申立期間に係る脱退手当金が昭和42年12月4日に支給決定されていることが確認できるところ、申立人が申立期間②において勤務していたA組合に係る事業所別被保険者名簿から、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である同年9月24日の前後各2年以内に資格喪失した女性であって、脱退手当金の受給資格のある者を抽出し、脱退手当金の支給記録を調査したところ、受給資格のある申立人を含む11人中8人に支給記録が確認でき、そのうち申立人を含む6人については厚生年金保険被保険者資格喪失日から4か月以内に支給決定がなされている上、当該支給決定の記録がある複数の元従業員は、「会社が脱退手当金の請求手続をしてくれた。」旨回答していることを踏まえると、同社では脱退手当金の代理請求を行っており、申立人の脱退手当金の請求についても、同社が代理請求した可能性が高いものと考えられる。

また、上記A組合に係る事業所別被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和42年9月24日から約2か月後に支給決定されているなど、当該脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても、脱退手当金については、受給した記憶が無いという

ほかに、受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年11月1日から8年10月1日まで

A社の代表取締役として勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額より低くなっている。そのため、調査して正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成6年11月から8年2月までは50万円と記録されていたところ、8年3月12日付けで、遡って9万2,000円に減額訂正されており、6年11月から8年9月まで継続していることが確認できる。

一方、申立人は、「社会保険料の支払遅延があることは知っていたが、実務は担当者に任せており、具体的な社会保険料の滞納額や対応などについては不明である。」旨主張しているが、A社に係る商業登記簿謄本では、申立人が申立期間及び上記減額訂正が行われた当時、同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、「給与明細、源泉徴収票等が見つかり、そこには毎月50万円の給与を受け取り、保険料、税金等もそれに見合う額が記載されている。これは、減額前の標準報酬月額に基づく保険料が控除され、納付していたことの証しである。」旨供述している。

しかしながら、厚生年金基金においては、当初、加入者給与月額算定基礎届により、平成7年8月1日付けで、同年の算定額は50万円と届出されていたところ、8年3月1日付けで、加入者給与月額算定基礎届取消届及び7年の算定額を9万2,000円とする新たな加入者給与月額算定基礎届が提出されている上に、同日付けの加入員給与月額変更届により、オンライン記録の標準報酬月額と同様に、6年11月に遡って9万2,000円とする減額訂正が行われており、これら4種類の届出には、代表取締役であった申立

人の氏名が記載された会社名のゴム印及び代表者印が押されていることが確認できる。

さらに、健康保険組合においても、当初、健康保険被保険者報酬月額算定基礎届により、平成7年7月31日付けで、同年の算定額は50万円と届出されていたところ、8年2月29日付けで、健康保険被保険者報酬月額算定基礎届（取消）及び7年の算定額を9万2,000円とする新たな健康保険被保険者報酬月額算定基礎届が提出されている上に、同日付けの健康保険被保険者報酬月額変更届により、オンライン記録の標準報酬月額と同様に、6年11月に遡って9万2,000円とする減額訂正が行われており、これら4種類の届出には、代表取締役であった申立人の氏名が記載された会社名のゴム印及び代表者印が押されていることが確認できる。

なお、民事訴訟法第228条第4項に、「私文書は、本人又はその代理人の署名又は押印があるときは、真正に成立したものと推定する。」旨規定されているところ、上記の厚生年金基金及び健康保険組合の事務に使用された代表者印について、申立人は、「鑑定はしていないが、使い慣れているものなので間違いないであろうと思う。」旨供述していることから、これらの届出は真正に成立したものと推認される。

これらの事情を総合的に判断すると、申立期間に係る平成8年3月12日付けの厚生年金保険の標準報酬月額の減額訂正処理についても、上記の厚生年金基金及び健康保険組合の事務と同様に、代表者印を使用して行われたものと推認されることから、社会保険事務所が、代表取締役であった申立人の同意を得ずに、又は申立人の一切の関与も無しに、無断で処理を行ったものと認めることはできない。

したがって、申立人が会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理の無効を主張することは、申立人が業務を執行する責任を負っている会社の保険料債務が縮減されながら、第三者である他の被保険者や事業主の負担により申立人が年金の受給権を得ることとなることから、信義則上許されず、申立期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。